

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

社会保障制度の制度改正の政策効果及び人口減少と世帯の多様性に対応した

社会保障制度・地域のあり方に関する研究

（H27 - 政策 一般 004）

平成29年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 菅原 琢磨

平成30（2018）年 3月

目 次

I . 総括研究報告書	
社会保障制度の制度改正の政策効果及び人口減少と世帯の多様性に対応した 社会保障制度・地域のあり方に関する研究	----p 3
菅原琢磨	
II . 分担研究報告	
1 . 後発品利用状況の地域格差と子ども医療費助成制度の地域差の影響要因	---p12
菅原琢磨	
2 . 心理尺度を用いた介護の負担感と介護による幸福感の変化の分析	---p18
小椋正立	
3 . 再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究	---p22
酒井 正	
4 . マイクロ・シミュレーションによる将来の高齢女性の貧困率の推計	---p27
稲垣誠一	
5 . 2009年度介護報酬改定が介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与えた影響 世代間資産移転と家族介護に関する研究	---p33
濱秋純哉	
6 . 人口減少・超高齢化の下での介護施設の効率的な配置のあり方	---p42
小黒一正	
III . 研究成果の刊行に関する一覧表	---p47

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総括研究報告書

社会保障制度の制度改革の政策効果及び人口減少と世帯の多様性に対応した

社会保障制度・地域のあり方に関する研究

研究代表者 菅原 琢磨 法政大学・経済学部・教授

研究要旨

本研究は「社会保障制度の制度改革の政策効果及び人口減少と世帯の多様性に対応した社会保障制度・地域のあり方」をテーマとし、年金・医療・介護のほか、子育て支援及び就労の両立支援に係る制度改革が経済主体に及ぼす影響に関する定量的な分析等を行い、地域包括ケアシステム提供体制のあり方を含め総合的な政策提言を行うことを目的としている。マイクロシミュレーションモデル、時系列データ及び大規模な個票データに基づく実証分析等の手法を用いて、主として以下の3つの研究領域を柱として実施した。

・年金・医療・介護の制度改革及び地域包括ケアシステムに関する研究

・社会保障財源・子育て支援の制度改革と雇用・賃金に関する研究

・後発医薬品利用促進策と後発品利用状況の地域格差の研究

また各研究領域では以下の個別テーマに関する研究を実施し、各々意義ある結果を得た。

・後発品利用状況の地域格差と子ども医療費助成制度の地域差の影響要因

・心理尺度を用いた介護の負担感と介護による幸福感の変化の分析

・再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究

・マイクロ・シミュレーションによる将来の高齢女性の貧困率の推計

・2009年度介護報酬改定が介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与えた影響

・人口減少・超高齢化の下での介護施設の効率的な配置のあり方

(研究分担者氏名・所属機関・職名)

小椋正立 法政大学・経済学部・名誉教授

酒井 正 法政大学・経済学部・教授

稲垣誠一 国際医療福祉大学・総合教育センター・教授

濱秋純哉 法政大学・比較経済研究所・准教授

小黒一正 法政大学・経済学部・教授

A. 研究目的

人口減少・少子高齢化が急速に進むなか、財政・社会保障の持続可能性を高める観点から様々な社会保障改革が行われてきた。今後、2017年度までは「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく制度改革が行われる。制度改革の方向性等の見定めには根拠に基づく現状認識と、これまでの制度改革に係る政策効果を評価する必要があるが、未だ不十分な点も多い。

そこで本研究事業では「社会保障制度の制度改革の政策効果及び人口減少と世帯の多様性に対応した社会保障制度・地域のあり方」をテーマとし、年金・医療・介護のほか、子育て支援及び就労の両立支援に係る制度改革が経済主体に及ぼす影響に関する定量的な分析等を行い、地域包括ケアシステム提供体制のあり方を含め総合的な政策提言を行うことを目的とした。

B. 研究方法

1) 個別研究

マイクロシミュレーションモデル、時系列データ及び大規模な個票データに基づく実証分析等の手法を用いて、主として以下の3つの研究を柱として推進。

- ・年金・医療・介護の制度改革及び地域包括ケアシステムに関する研究
- ・社会保障財源・子育て支援の制度改革と雇用・賃金に関する研究
- ・後発医薬品利用促進策と後発品利用状況の地域格差の研究

個別研究の具体的な分析手法の詳細は、各分担研究報告書を参照されたい。

2) 包括的かつ総合的な政策提言

メンバー以外の有識者や政策担当者とも定期的に意見交換等を行い、総合的な課題解決手法の提案と政策提言をおこなうことを目的のひとつとした。

過年度の研究成果と合わせ、本年度も各研究者が各々の研究において社会的に意義ある多くの研究成果を達成し、その成果を数多くの国内外の学会報告、学術雑誌や一般雑誌への投稿、掲載を通じて、社会に広く発信した。

(倫理面への配慮)

該当しない

C (D). 研究結果・考察

【後発品利用状況の地域差と子ども医療費助成制度の地域差の影響要因(分担:菅原)】
都道府県レベルの回帰分析、二次医療圏ごとの分析の結果からは、「所得水準」や「高齢化率」、「薬局密度」、「個人薬局比率」などが後発医薬品利用率に対し、有意な影響を与える要因となることが示唆された。

自治体の独自事業として実施されている子ども医療費助成制度の適用(年齢)範囲に影響を及ぼす有意な要因としては、地域の「平均所得」、「一人あたり医療費」、「年少人口数」があり、これらはいずれも助成対象(年齢)範囲に対して負の影響(助成対象を狭くする)を与えていた。一方で子ども医療費助成制度における「自己負担の設定」や「自治体の財政力指数」は統計的に有意な結果とはならなかった。

「一人当たり県民所得」など所得水準が後発医薬品利用率に負の影響を与えているとの結果は、所得制約が厳しいほど相対的に安価な後発医薬品の利用が増加すると考えられるため理論仮説とも整合的である。

また地域の「高齢化率」が後発医薬品普及の障害要因として挙げられたことは、高齢者により力点を置いた後発品への転換促進策が必要であることを示唆する。

子ども医療費助成の分析では、「自己負担」

の設定は、助成適用範囲への明確な影響要因とは言えなかった。居住地により異なる制度が運営されている中で、「自己負担」を課されている地域の人々の、他地域との公平性についてより丁寧な議論が必要と考えられた。また自治体は制度の主対象である「年少者人口」、医療費水準である「一人あたり医療費」、医療費の負担能力につながる住民の「所得水準」を制度設計にあたり考慮していることが伺われるものの、自らの「財政力」については十分勘案していないことが示唆された。

【心理尺度を用いた家族介護の質とインセンティブの関係性（分担：小椋）】

高齢者を擁する世帯の構成は 1970 年のデータでも三世帯世帯が 55.1%のシェアを持っており、二世帯世帯の 21.8%、一世帯世帯の 17.6%、単独世帯は 5.5%だった。現在では、高齢者を抱える世帯としては一世帯世帯が最大で、そのシェアは 38.4%である。それに続くのが二世帯世帯の 31.0%、単独世帯も 18.8%に達している。この結果、現在の世帯員から介護を期待することが難しい高齢者は約 4 割（単独世帯と一世帯世帯の半分）に達する。

こうした世帯構造の変化にともない、主たる家族介護者の続柄分布は激減している。夫婦世帯が最大の高齢者を擁する世帯となったことに伴い、2013 年現在では、もっとも重要な家族介護者は嫁ではなく配偶者（44%）であり、それに次ぐのは実子（37%）である。この結果、実子介護者の性別は、ほぼ男女半数ずつである。三世帯世帯のシェアの激減と、二世帯世帯と三世帯世帯においても嫁のシェアが減少を続けているため、嫁を含む配偶者のシェアは 2 割以下（19%）に過ぎない状況である。

独自に開発した日本語版の「介護経験評価尺度(CRA-J2)」と呼ばれる心理尺度を用いて、嫁、娘、息子という三つのグループについて、介護の質、介護の負担感、介護による幸福度の低下量を比較した。回帰分析によれば、介護の質や負担感については、三つのグループの間に差はないが、介護による幸福度の低下量については、嫁だ

けが大きい。また相続が期待できない介護者の場合は、介護による幸福度の低下量は、さらに大きい。ちなみにこの二つのパイアスの大きさは、「日常生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算すると、それぞれ標準偏差の 0.75 倍、1.2 倍である。

【子育て支援の制度改正と雇用・賃金に関する研究 / 再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究

（分担：酒井）】

全就業者について計算された時間当たり賃金率について見れば、子供を持つことに伴う賃金低下 (child penalty) は観察されなかった。一方で、月給で賃金を受け取っている者に限れば、(労働時間をコントロールしたうえで) child penalty が観察される。すなわち、労働時間が同じであっても、子供のいる女性は (子供のいない女性に比べて) 賃金が低いことになり、正規雇用等では昇進等の面で差が付き、child penalty が大きくなることが示唆される。

子育てと仕事を両立するにあたっては保育サービスが利用できるかどうかが重要となって来る。とりわけ、保育料の安い認可保育所に入所させられるかどうか重要である。就学前の子供を持つ女性のうち認可保育所に子供を通わせている者の割合を所得階層別に見ると、高所得層ほど認可保育所利用率が低い傾向が見られた。しかし、保育所が需要に比べて不足しているとされる都市部に限定して見れば、認可保育所利用率は所得階層によって有意な差が無いことがわかった。認可保育所に入れられないために就業を断念している可能性もあるが、都市部では認可保育所利用率が必ずしも低所得層で高くないという事実は、(保育料が応能負担になっているとは言え) 認可保育所の利用可否が所得再分配に歪みをもたらしている可能性を示唆する。

【年金・医療・介護の制度改革と世帯構成・所得格差に関する研究（分担：稲垣）】

本研究結果は大きく 2 つのシミュレーションから構成される。第一に、厚生年金の適用拡大が実施されたとしたときの貧困率

の将来見通しである。第二に、離別や未婚女性の貧困率の将来見通しである。

(1) 厚生年金の適用拡大が実施されたときの貧困率の将来見通し

非正規雇用者の厚生年金適用の拡大を行った時の将来の高齢者の貧困率に及ぼす影響の推計の結果、220万人拡大ケースではほとんど効果はなく、1200万人拡大ケースでも、中長期的な効果(2040年頃まで)はほとんどないことが明らかとなった。これは、仮に近い将来厚生年金に適用されたとしても、引退までの期間が短く、年金給付があまり増加しないためである。

(2) 配偶関係別の高齢女性の貧困率の将来見通し

配偶関係別の高齢女性の貧困率の将来見通しでは、未婚・離別の高齢女性の貧困率は、死別・有配偶の女性の貧困率よりも著しく高くなると見込まれる。これは未婚・離別女性の一人暮らしのリスクが高いからである。21世紀後半に向かって、この75歳以上の高齢女性の比率がますます高まっていくため、貧困率が長期間にわたって上昇を続けることになる。これに対して、死別の場合は、遺族年金によって比較的高い年金を受給できること、有配偶の場合は夫婦で暮らしていること、さらに、死別や有配偶の場合は子供と同居していることも多いことから、生涯にわたって貧困リスクは相対的に低いことが示された。

【介護報酬改定が介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与えた影響(分担：濱秋)】

被説明変数を所定内賃金や実賃金(=所定内賃金に加えて残業、深夜勤務、休日出勤等の諸手当を含めて実際に支給された税込賃金額)として推定を行った。実験群ダミーと2010・2011年ダミーの交差項の係

数は、訪問介護員非正社員短時間労働者と介護職員正社員のいずれについても所定内賃金を被説明変数とする場合には有意に推定されなかったが、実賃金については有意に正に推定された。

実賃金には、所定内給与の他に一時金や手当等も含まれるため、地域区分別上乘せ割合の引き上げによって増えた収入を原資として、一時金や手当の支給という形で賃金を増額したのかもしれない。

つぎに、被説明変数を実労働時間数(=1ヵ月間に実際に就労した時間数)として推定を行った場合、実験群ダミーと2010・2011年ダミーの交差項係数は有意に推定されなかった。介護職員正社員については、勤務時間が予め決まっているため、1ヵ月の実賃金が増加しても労働時間を増やすインセンティブは弱いと考えられる。一方、訪問介護員非正社員短時間労働者については、先行研究でも指摘された103万円・130万円の壁の影響を受ける労働者による労働時間の抑制が、「壁」の影響を受けない労働者による労働時間の増加を相殺したために、労働時間に変化が見られなかったのかもしれない。

被説明変数を離職率として推定を行うと、訪問介護員非正社員短時間労働者については離職率が4.5%ポイント低下、介護職員正社員については4.8%ポイントの低下が見られた。どちらの労働者についても特別区では実賃金が有意に増加しているため、待遇の改善によって離職を思いとどまる労働者が増えたのかもしれない。

訪問介護員非正社員短時間労働者について、特別区における上乘せ割合の引き上げによって実賃金の上昇が見られたものの実労働時間が増加しなかった理由として、103万円・130万円の壁の影響が考えられる。2009年度『介護労働実態調査』の労働者調査によると、労働時間の調整をしている者や働ける時間を増やしたい者の割合は130万円近辺で高くなっており、これらの労働者は賃金が上昇した場合に労働時間を減少させた可能性がある。

【世代間資産移転と家族介護に関する研究

（分担：濱秋）】

家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」とゆうちょ財団「家計と貯蓄に関する調査」の個票データを用いて、世代間資産移転と家族介護の関係及び近年の変化を分析した。

子供による親の介護は遺産や生前贈与の受取と正の相関を持つことが確認された。具体的には、まず、親の死亡前に子供がその親の主な介護者だった場合、生存配偶者と子供との遺産配分において子供がより多くの割合を受け取る傾向が見られた。また、子供間での遺産配分においても、親の介護をしていた子供が他の兄弟姉妹よりも多くの割合を受け取る傾向があった。さらに、親からの生前贈与の受取は、子供が親と同居する確率や親を介護する確率と正の相関を持つことが分かった。最後に、近年、世代間資産移転と家族介護の関係に変化が見られるか確認したところ、家族介護の割合が低下していることと、若い世代では親の老後の面倒を看た子供が遺産を多く受け取る傾向が弱まりつつあることが示唆された。

【地域包括ケアシステム提供体制とコンパクトシティの関係/人口減少・超高齢下における効率的施設配置に関する研究（分担：小黒）】

介護関係のコストとして、介護給付費以外のコストを考慮する場合、これらのコストには、老人ホームなど老人福祉施設にかかる経費などが存在する。老人ホーム等の老人福祉施設にかかる経費等は、市町村の老人福祉費に含まれるが、「地域包括ケア・コンパクトシティ」等による人口集約政策の実行によって、市町村の老人福祉費の合計は、年間・約2490億円のコスト節減できる可能性などが明らかとなった。

また、グループホーム施設の過不足の状況の試算を行うため、新潟市域内に所在するグループホームの各位置を母点としたポロノイ分割を行い、距離に基づいた各グループホームにおける利用圏域の設定を行った。

現状での施設配置における過不足のアン

バランス、また将来の需要予測からは、これから2030年までと、2030年から2050年までの間における状況の差異、またエリア毎にも異なった需要予測状況となること等が判明した。将来を見据え施設の適正な整備を行っていくためには、こうした要因の検討が必要であると言える。

また、2030年から2050年の間にかけては、現在ある施設のなかでも建物寿命の観点より、取り壊しや建替え等を余儀なくされるものも多く発生することから、こうした施設の老朽化の状況も考慮して施設の適正配置を行っていく必要があると考えられる。

E．結論

各研究分野で今年度得られた結論の概要は以下の通りである。

【後発品利用状況の地域差と子ども医療費助成制度の地域差の影響要因(分担：菅原)】

後発品利用率に自治体、或いは地域別に差があることに注目し、とりわけその地域の社会経済的要因との関連性を探るなかで利用率に影響を及ぼす要因を探った。その結果、「所得水準」、「高齢化率」、「自治体の財政状況」、「薬局密度」等が有意な要因として抽出された。

また地方自治体の独自事業である子ども医療費の助成制度では、その対象範囲(年齢)について自治体は「年少者人口」、「一人あたり医療費」、負担能力に対応する住民の「所得水準」を考慮するものの、自らの「財政力」については十分勘案せず医療費助成範囲の決定を行っている可能性があることが示唆された。

【心理尺度を用いた家族介護の質とインセンティブの関係性(分担：小椋)】

英語版のオリジナルなCRAは、24問、5因子の心理尺度であるが、今回の研究で使用した日本語版のCRAは、心理尺度の評価基準を考慮しながら日本語化する過程で、18問、4因子を選択したものである。さらに今回の研究において、親を介護する息子、娘、嫁の三つのグループについて、その4

因子にmetric invariance（単位尺度の不変性）が成立することを示すことができた。私たちの今回の分析が、それぞれのグループ内での4因子の影響の比較に止まらず、3つのグループ全体についての4因子の影響を分析できたのは、この4因子のmetric invarianceの性質があるからである。

施設介護では規制によって介護サービスの質が確保されているが、家族介護においては、規制の実効性を担保することは不可能に近い。介護時間、身の回りのケア、社会生活を維持していくためのケアなどを介護の質とすると、私たちの4因子の中では、「日常生活と健康への悪影響」がもっとも強い相関を持ち、それに「受け止め」が続く。介護の負担感については正反対の効果を持つ、この二つの因子について高い値を持つ介護者は、質の高い家族介護を提供していることが期待できる。

しかしながら質の高い家族介護を維持することは容易ではない。介護の負担感が特定の家族に集中し、その状態が持続するためである。CRAはこの負担感を「日常生活」「健康」「非協力」「経済」という4つの悪影響因子と、「受け止め」というプラスの因子で説明する試みである。私たちの日本語版は、それを「日常・健康」「非協力」「経済」「受け止め」の4因子としたものである。今回の分析では、負担感にもっとも強い正の影響を与えているのは「日常・健康」であるが、「受け止め」はその半分近い軽減効果を持つ。「非協力」も小さな軽減効果を持つが、「経済」の影響はごく限定的であった。したがって、「日常・健康」の高い因子を持つ介護者は、長期的に質の高い介護を持続できるかどうか、見守る必要があることになる。

【子育て支援の制度改正と雇用・賃金に関する研究／再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究（分担：酒井）】

研究の前半部では、月給で賃金を受け取る女性に限れば、子供を持つことで賃金低下が生じる事実が確認された。これは観察できない能力といったことに由来するもの

ではなく、性別役割分業等に因ることが示唆される。また、労働時間を統御しても尚、子供を持つことに伴う賃金低下が見られることから、賃金低下の背景には、子育てによる労働時間の減少以外の理由もあると考えられる。

研究の後半部では、暫定的な結果ではあるが、保育料の安い認可保育所利用率が都市部では必ずしも低所得層で高いことが確認された。所得の高い世帯が安い保育サービスを楽しむ一方で、低所得層においても認可保育所を利用できていない世帯が一定割合いることが窺えた。

【年金・医療・介護の制度改革と世帯構成・所得格差に関する研究（分担：稲垣）】

公的年金制度の改革は、世代間格差の問題もあり、若者を意識した議論が多く、将来の所得代替率など超長期の給付水準が議論の中心となっている。しかしながら、貧困高齢者予備軍が多い中高年者への対応の議論が十分になされておらず、中長期の貧困率の見通しなど、そのためのエビデンスも示されていない。

厚生年金の適用拡大や女性の活用などは、若い世代への対応策であり、すでに中高年になっている非正規雇用者や離別・未婚女性に対する効果は限定的である。また、過去に遡って保険料を納付する仕組みや基礎年金の資格期間の短縮などが議論されているが、そもそも貧困高齢者予備軍は保険料を追加納入する余裕がなく、資格期間を短縮したとしても、無年金が低年金になるだけであり、貧困率の改善に寄与することは考えにくい。

【介護報酬改定が介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与えた影響（分担：濱秋）】

本研究では、東京23区における介護報酬の上乗せ割合引き上げによって介護従事者の賃金が上昇したか、及び実労働時間の増加あるいは離職率の低下が見られたかを、訪問介護員非正社員短時間労働者と介護職員正社員を対象として分析した。

その結果、地域区分別上乗せ割合の引き上げによる所定内賃金の増加は見られなか

ったが、手当や一時金等を含む実賃金の有意な増加が見られた。また、実労働時間数には変化が見られなかったが、離職率は訪問介護員については有意に低下したことが確認された。さらに、実労働時間数に変化が見られなかったことについては、103万円・130万円の壁の影響を検証したところ、介護報酬改定を受けて「壁」の影響で労働時間を減らした者がいたことにより、他の労働者が労働時間を増やした効果が相殺された可能性が示唆された。

【世代間資産移転と家族介護に関する研究（分担：濱秋）】

子供による親の介護は遺産や生前贈与の受取と正の相関を持つこと、親からの生前贈与の受取は、子供が親と同居する確率や親を介護する確率と正の相関を持つことが確認された。さらに近年では家族介護の割合が低下し、若い世代では親の老後の面倒を看た子供が遺産を多く受け取る傾向は弱まりつつあることが示唆された。

【地域包括ケアシステム提供体制とコンパクトシティの関係/人口減少・超高齢下における効率的施設配置に関する研究（分担：小黒）】

「地域包括ケアシステム」と人口集約を図る「コンパクトシティ」との融合である「地域包括ケア・コンパクトシティ」構想を提唱し、それを推進するための財源スキーム案や推進した場合の財政面の効果（人口集約によるコスト節減効果）を分析した。その結果、「地域包括ケア・コンパクトシティ」を推進するために想定した年金給付1%削減（＝約5000億円）で調達した財源のうち、人口を集約する政策の実行により、その半分の約2490億円の財源を節減できる可能性などが明らかとなった。

また、後半の研究では、新潟市の入居型介護施設や高齢者人口分布等に関するGIS（地理情報システム）データを用いて、将来の人口動態や施設寿命も考慮しつつ、人口減少・超高齢化下における介護施設の効率的な配置のあり方等の分析や考察を行った。

DID地区等の市街地エリアにおいては、現在でも施設の不足感が高いのに対し、郊外の農村エリアにおいては現状においてもどちらかと言うと施設がやや過剰気味であり、また将来においては、市街地エリアではますます施設の不足感が高まる一方、郊外の農村エリアにおいては過剰感がむしろ拡大するとの結果であった。

今後は、既存施設も老朽化してくるから、施設再編や再配置も含めた最適化に関する選別や民間活力の導入が極めて重要になってこよう。

「地域包括ケア・コンパクトシティ」を推進するにあたっては、「空間選択の重要性」「時間軸の重要性」「コンパクトシティ推進施策の総合調整と拡充」といった課題が存在すると考えられるが、人口減少により消滅の危機に直面する自治体も多い状況では、全国の隅々までインフラを整備・維持し、フルセットの行政サービスを提供するという発想は捨て、政策によっては中核都市・広域自治体や国に権限を集中させるような試みも重要となってくると考えられる。

F. 健康危険情報

該当情報なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Takuma Sugahara(2017) “Analysis of Regional Variation in the Scope of Eligibility Defined by Ages in Children’s Medical Expense Subsidy Program in Japan”
Frontiers in Pharmacology,
Doi:10.3389/fphar.2017.00525

Seiichi Inagaki (2018) “Dynamic Microsimulation Model of Impoverishment Among Elderly Women

in Japan,” *Frontiers in Physics*, 6:22. Doi: 10.3389/fphy.2018.00022

Linda Edwards, Takuya Hasebe, and Tadashi Sakai, “Education and Marriage Decisions of Japanese Women and the Role of the Equal Employment Opportunity Act” *Journal of Human Capital* (forthcoming)

酒井正 (山田篤裕との共著) (2016) 「要介護の親と中高齢者の労働供給制約・収入減少」『経済分析』第 191 号, pp.183-212.

稲垣誠一 (2016) 「高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析」『年金と経済』第 35 巻第 3 号, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, pp.3-10.

稲垣誠一 (2017) 「厚生年金の適用拡大がもたらす貧困率改善効果」『日本年金学会誌』36, pp.3-9.

上野綾子・濱秋純哉 (2017) 「2009 年度介護報酬改定が介護従事者の賃金, 労働時間, 離職率に与えた影響」『医療経済研究』Vol.29, No.1, 33 - 57 頁.

濱秋純哉 (2018) 「世代間資産移転と家族介護」『季刊個人金融』Vol.13, No.1 (印刷中).

小黒一正・平方啓介 (2017) 「人口減少・超高齢化下での介護施設の配置のあり方及び GIS (地理情報システム) の活用に関する一考察 新潟市を事例に」『フィナンシャル・レビュー』第 131 号.

小黒一正編 (2016) 『2025 年、高齢者が難民になる日 ケア・コンパクトシティという選択』日本経済新聞出版社

小黒一正 (2015) 「人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ構想 - 財政の視点から - 」『超高齢社会の介護制度 持続可能な制度構築と地域づくり』中央経済社

菅原琢磨 (2018) 「後発医薬品にかかる政策課題 - 普及促進策と後発医薬品利用率の決定要因」『薬価の経済学』日本経済新聞出版社 (7 月近刊).

2. 学会発表

Seiritsu Ogura. International Long Term Care Policy Network 2016 Conference, London School of Economics, September 6th.

Takuma Sugahara and T.NAMBU, “What are the Determinants of Generic Drugs Share among Regional Difference.” At 48th Asia-Pacific Academic Consortium for Public Health Conference (APACPH), Sep16-19, 2016, Tokyo, JAPAN.

Seiichi Inagaki (2017) “Microsimulation of the Impoverishment of Elderly Women in Japan,” The 6th World Congress of the International Microsimulation Association, Collegio Carlo Alberto, Moncalieri, Torino, Italy, June 23, 2017.

Seiichi Inagaki (2018) “Microsimulation in Japan,” AESCS 2018 and IMA Asia-Pacific Regional Conference, International University of Health and Welfare, Narita, Chiba, Japan, March 22, 2018.

稲垣誠一「日本における潜在的な所得格差：成人夫婦単位に分割した世帯を基礎としたジニ係数による分析」2016年度統計関連学会連合大会、金沢大学、2016年9月7日。

稲垣誠一「厚生年金の適用拡大がもたらす貧困率改善効果」第36回日本年金学会総会・研究発表会、JKK会館、2016年10月27日。

上野綾子・濱秋純哉、「2009年度介護報酬改定が介護従事者の労働供給に与えた効果」、医療経済学会第11回研究大会、2016年9月3日、早稲田大学(東京都・新宿区)。

菅原琢磨、「子ども医療費助成制度における助成対象の地域差の分析」、2016年度第9回医療経済研究会、2017年2月27日(財)医療科学研究所(東京・赤坂)。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

後発医薬品利用率の地域差 ならびに

医療費助成制度における助成対象範囲の地域差の影響要因

研究分担者 菅原 琢磨 法政大学・経済学部・教授

研究要旨

我が国では現在、後発医薬品の数量シェアの目標値の達成(平成 29 年央に 70%以上、その後なるべく早期に 80%以上等)に向け、後発医薬品の使用促進がなされている。実際には地域により後発医薬品の利用率には差が認められており、それらがどのような要因に拠るかは必ずしも明らかではない。本研究事業ではこれらの地域的な利用率の差がいかなる社会経済要因によるのかその要因と影響を検討した。都道府県レベルでの検討のほか、自治体(市区町村)別の後発医薬品利用率のデータを活用して二次医療圏レベルの分析も実施した。都道府県データで後発医薬品利用率に与える影響要因を分析したところ、県民所得や高齢化の程度が後発医薬品利用率に有意な影響を及ぼしていることが示唆された。また二次医療圏データでの分析では、高齢化率のほか、薬局密度、個人薬局比率などの地域の供給側要因による影響も示唆された。

同じく自治体間の地域差が観察される子ども医療費助成制度における助成対象範囲の差異についての分析では、「年少者人口」、「一人あたり医療費」、「地域住民の所得水準」を考慮するものの、自治体自らの「財政力」については十分勘案していないこと等が示唆された。

A . 研究目的

我が国では現在、「経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)」にもとづき後発医薬品の数量シ

ェアの目標値の達成(平成 29 年央に 70%以上、その後なるべく早期に 80%以上)に向け、後発医薬品の一層の使用促進がなされている。後発医薬品の利用促進は増高

する医療費を適正化する方策の大きな柱の一つとなっており、今後、保険者がおこなうべき効率的な医療提供への働きかけに関する事項でも後発医薬品の使用促進に対する取り組みが取り上げられている。

後発医薬品の数量シェアについては調剤レセプトを用いた「調剤メディアス」のデータにおいて平成 29 年 12 月の数量ベース（新指標）の値が 70.9%まで上昇するなど着実な向上が認められる。一方で各都道府県別の利用状況を確認すると平成 29 年 12 月時点で沖縄県が 81.2%に達しているのに対し徳島県は 63.2%に留まるなど地域差の存在が未だ伺われる。全国的に後発医薬品の利用が進む中、今後さらに高い水準での後発医薬品の利用を図るうえで、後発医薬品の利用率に影響を与える要因を特定し、併せてその影響度を把握しておくことがきわめて重要である。本研究では、このような課題認識のもと後発医薬品の利用率に影響を与える要因とその程度を明らかにしたうえで、後発品利用率を一層向上させるための方策について含意を得ることを目的とした。

また自治体間における「地域差要因」の検証の一環として昨年来取り組んできた、子ども医療費助成制度における助成対象年齢範囲の差異についての分析も操作変数の吟味など、手法を精緻化して実施した。この分析により自治体独自の制度として

運営されている子ども医療費助成制度の差異が、自治体のいかなる属性に影響される（或いはされていない）のか検証することを目的とした。

B . 研究方法

厚生労働省によりホームページで公表されている「調剤医療費（電算処理分）の動向」を用いて都道府県別、市区町村別の後発医薬品利用率を入手した（「市町村別後発医薬品割合」2015 年 4 月 2016 年 3 月）。また「都道府県データ」については高齢化率、県民所得、保険薬局数、地方債残高、歳出に占める医療費などを朝日新聞出版『民力 2015』より収集した。

さらに「二次医療圏データ」については、薬剤師数、病院数、診療所医師数、保険薬局数、基準調剤加算取得薬局数、個人薬局数、株式会社薬局数、後発医薬品調剤体制加算取得薬局数などを（株）ウェルネスが無償公開、利用許諾している「二次医療圏基礎データ」、「薬局二次医療圏データ」、「二次医療圏別診療科別医師数推移データ」より収集した。実際の二次医療圏データセットは、市町村別に公表されている後発医薬品割合に対して、当該市町村が所属する二次医療圏のデータを接合することで構成されている。これらのデータセットを用いて、各地域の後発品利用率がいかなる要因と関連を持つか、回帰分析により検

証した。

また「子ども医療費助成制度」における助成対象年齢範囲の差異に関する分析では、関東5県（神奈川、埼玉、千葉、栃木、茨城）の計219市町村を対象として、「通院・入院の助成対象区分」、「対象年齢」、「所得制限」や「自己負担の有無」等の情報を、『乳幼児等医療費に対する公費負担事業実施状況』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課）や各自治体ホームページより入手した。これに『総務省住民基本台帳』の「年齢階級別人口」や「世帯数」、「自治体の財政力指数」、「一人あたり医療費」等のデータを加えて分析データセットを構築した。子ども医療費助成制度の対象年齢範囲を被説明変数とする回帰分析では、制度変数の同時決定バイアスを考慮して「都道府県ダミー（茨城県）」を操作変数とする2段階最小二乗法を適用して助成対象年齢に影響を与える要因を検証した。

（倫理面への配慮）

該当しない

C. 研究結果

都道府県レベルの回帰分析の結果では、「高齢化率」ならびに今後の高齢化の進展度を示す「高齢化率伸び」が各々統計的に有意となった。係数の符号はともに負であり、高齢化率の高い都道府県ほど、また今

後の高齢化の進展度が高い都道府県ほど、後発医薬品の利用率が低かった。また所得水準の影響を検討するために投入した「一人あたり県民所得」、「薬局密度（人口千人あたりの薬局数）」も後発医薬品の利用率に負の影響を与える要因として統計的に有意であった。

モデル番号	No.1		No.2	
	被説明変数 後発医薬品利用率 2015年4月		被説明変数 後発医薬品利用率 2015年4月	
高齢化率2015	-0.6723874 (-2.01)	**	-4.251446 (-1.89)	*
高齢化率伸び (2010年-2015年)	-1.171887 (-3.10)	***	-1.00527 (-2.87)	***
一人あたり 県民所得	-0.0041894 (-2.76)	***	-0.0043072 (-2.81)	***
薬局密度 (薬局数/千人)	-9.517358 (-2.40)	**	-8.59571 (-2.28)	**
一人あたり 地方債残額	0.0020325 (0.56)			
歳出に占める 医療費割合			-194.8439 (-2.50)	**
切片	110.3977 (10.03)	***	105.1869 (10.73)	***
N.obs.	47		47	
F value	4.49***		4.04***	
R2	0.36		0.41	

括弧内はt値
***は1%、**は5%、*は10%で統計的に有意

二次医療圏レベルの分析でも「高齢化率」の係数は負で有意であり、高齢化率の高い地域で後発医薬品の利用率が低位になっていることが示唆された。また地域の薬局における「個人薬局比率」が有意な影響要因として抽出された。

なお、自治体の独自事業として実施されている子ども医療費助成制度の適用（年齢）範囲に影響を及ぼす有意な要因としては、昨年の検証と同様、地域の「平均所得」、「一人あたり医療費」、「14歳以下の年少人口比率」があり、これらはいずれも助成対象（年齢）範囲に対して負の影響を与えていた。一方で子ども医療費助成制度にお

ける「自己負担の設定」や「自治体の財政力指数」は統計的に有意な結果とはならなかった。

D．考察

家計の所得水準が後発医薬品利用率に負の影響を与えているとの結果は、所得制約が厳しいほど相対的に安価な後発医薬品の利用が増加すると考えられるため理論仮説とも整合的である。「高齢化率」はいずれのレベルの分析においても後発医薬品利用率に対する負の影響要因であることが示された。この背景としては、1) 高齢者がこれまで使い慣れた薬の変更についてより強い抵抗感を持つ可能性があること、2) 医師や薬剤師も高齢者の身体特性上、薬剤の切り替えにより慎重であること、3) 医師や薬剤師が後発医薬品への切り替えを説明する際、高齢者に対する説明はより丁寧におこなう必要があること（より手間がかかること）、4) 高齢者の自己負担率は(現役並み所得を有する高齢者等を除き)現役世代に比べて低く、後発医薬品への切り替えにともなう恩恵が相対的に小さいことなどが考えられる。

また「薬局密度」や「個人薬局比率」など、地域の医療提供体制が、後発品の利用率に影響をおよぼすことも示唆された。

今後、更なる後発医薬品の普及を図るためにはこれらの影響要因が利用率に影響

を与えるプロセスの丁寧な検証を通じて、普及を妨げる要因の解消を行う必要がある。

子ども医療費助成の分析では、本年度の分析でも、自治体が制度の主対象である「年少者人口」、医療費水準である「一人あたり医療費」、医療費の負担能力につながる住民の「所得水準」を制度設計にあたり考慮していることが伺われるものの、自らの「財政力」については十分勘案していない可能性が確認された。地域における子育て支援と財政再建というともに重要な政策課題を両立することが困難な状況を示唆する結果といえる。

E．結論

後発品利用率への影響要因としては大きく、「所得水準」、「高齢化率」、「地域における薬局の状況」が挙げられた。また後発医薬品の利用率を一層向上させるためには、特に高齢者に対する後発医薬品利用の社会的意義の周知、啓蒙が重要であることが示唆された。一般に高齢者ほど多くの薬剤を服用している状況があり、また慢性疾患を患い服薬期間が長期にわたることも多い。そのため国や保険者の財政的見地からは、高齢者が後発医薬品へと切り替えた場合の財政的インパクトは中長期的に大きなものとなる。

高齢者の後発医薬品への切り替えを促

進する方策としては、1)特に慢性疾患を有する高齢者の後発医薬品への切り替えに貢献した医師・医療機関や薬剤師・薬局に対する報酬加算、2)先発医薬品から後発医薬品へと切り替えた高齢者に対する期間限定の自己負担の差額還付、3)長期収載品利用者に対する後発医薬品価格との間の差額徴収の導入、4)相対的に低い高齢者の薬剤自己負担率を上げるなどの選択肢が考えられる。

また地域の零細な個人薬局が後発医薬品を含む多くの医薬品を取り揃えることに経営上の困難を感じているケースも想定される。後発医薬品の普及を図るためには、場合によってはこれらに対する適切な支援が必要かもしれない。今後、これらの政策の具体的検討が望まれる。

子ども医療費の助成対象範囲について、自治体は「年少者人口」、「一人あたり医療費」、負担能力に対応する「所得水準」を考慮するものの、自らの「財政力」については十分勘案せず政策決定を行っている可能性がある。地方自治体の「少子化対策」支援と各自治体の「財政規律維持」を促す立場との整合性をいかに図っていくかが今後の重要な課題といえる。

F. 研究発表

1. 論文発表

・ Takuma Sugahara(2017) “Analysis of Regional Variation in the Scope of Eligibility Defined by Ages in Children’s Medical Expense Subsidy Program in Japan” *Frontiers in Pharmacology*,
Doi:10.3389/fphar.2017.00525

・ 菅原琢磨(2018)「後発医薬品にかかる政策課題 - 普及促進策と後発医薬品利用率の決定要因」『薬価の経済学』日本経済新聞出版社(7月近刊)。

2. 学会発表

T.SUGAHARA and T.NAMBU, (2016) “What are the Determinants of Generic Drugs Share among Regional Difference.” At 48th Asia-Pacific Academic Consortium for Public Health Conference (APACPH), Sep16-19, Tokyo, JAPAN

菅原琢磨.「子ども医療費助成制度における助成対象の地域差の分析」,2016年度第9回医療経済研究会,2017年2月27日,(財)医療科学研究所(東京・赤坂)。

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

分担研究報告書

心理尺度を用いた介護の負担感と介護による幸福感の変化の分析について

研究分担者 小椋 正立 法政大学・経済学部・名誉教授

研究協力者 熊谷 成将 近畿大学・経済学部・教授

研究協力者 Bernard van den Berg

Professor of Health Economics, University of Groningen

研究協力者 橋本 英樹 東京大学大学院医学系研究科・教授

研究要旨

伝統的な三世代世帯の減少と核家族化により、高齢者の介護はまず配偶者に委ねられることが多くなり、配偶者を失った高齢者の場合は、家族介護は、実の息子や娘たちの手に移りつつある。とくに介護保険の導入後、親の介護は、かつての子供の片務的な義務から、相続を対価とした選択へと変化しつつあるように見える。こうした中で、家族介護者に占める、「嫁」の役割は急速に減少している。この論文は、私たちが開発した、日本語版の介護経験評価尺度(CRA-J2)と呼ばれる心理尺度を用いて、嫁、娘、息子という三つのグループについて、介護の質、介護の負担感、介護による幸福感の低下量を比較した。回帰分析によれば、介護の質や負担感については、三つのグループの間に差はないが、介護による幸福感の低下量については、嫁だけが大きい。また相続が期待できない介護者の場合は、介護による幸福感の低下量は、さらに大きい。ちなみにこの二つのバイアスの大きさは、「日常生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算すると、それぞれ標準偏差の 0.75 倍、1.2 倍である。

A . 研究目的

伝統的な三世代世帯の減少と核家族化により、介護を必要とする高齢者はまず配偶者

に委ねられることが多くなり、配偶者を失った高齢者の家族介護は、実の息子や実の娘の手に移りつつある。とくに介護保険の導入後、

親の介護は、かつての子供の片務的な義務から、相続を対価とした選択へと変化しつつあるように見える。こうした中で、家族介護者に占める、「嫁」の役割は急速に減少している。この論文は、私たちが開発した介護経験評価尺度(CRA-J2)と呼ばれる多次元の心理尺度を用いて、嫁、娘、息子という三つのグループについて、介護の質、介護の負担感、介護による幸福感の低下の定量的な分析を行い、わが国の家族介護における構造変化の原因を探ったものである。

B. 研究方法

使用データ

2011年と2012年に分担研究者が実施した『家族介護の負担感に関するインターネット調査』から、65歳以上の親または義理の親を介護する、成人の息子、娘、および嫁のデータを抽出し、整合性がチェックできたものだけをプールして用いた。標本数は、1108件で、主な介護者は息子447件、娘471件、嫁190件である。要介護者は男201件、女907件である。コントロールに用いた情報は、要介護者の年齢、要介護度、日常生活動作の状況、介護時間、公的な介護サービスの利用状況、自ら提供している介護サービス、主な介護者の性別、年齢などのほか、次に述べる介護者に関する心理尺度である。

介護経験心理尺度

介護負担の分析には、介護経験評価尺度(CRA: 24項目)を日本語化して、さらに調整した、CRA-J2-18(小椋・バンデンバーグ(2016))を用いた。家族介護の負担感とは、要介護者の身体的な状況だけでなく、介護者の健康や精神状態、家庭の社会・経済的な条件と人間関係などの影響を受ける。このため英語版のCRAは24問、5因子(「日常生活の支障」「健康への影響」「家族の非協力」「経済問題」という4つの否定的な因子と「積極的な受け止め」という肯定的な因子)の枠組みとなっている。ただし、日本語版では、探索的因子分析の結果、「日常生活」と「健康」が一つの「生活・健康」因子に統合された4因子構造となっている。なお今回の分析に用いた18問の心理尺度は、比較の対象として選んだ「嫁」、「息子」、「娘」という三つのグループについて、わたくしたちの計量分析に必要な「測定単位の不変性」を備えていることを確認している。

負担感尺度と幸福尺度

介護の負担感に関する11段階のリッカート尺度と、幸福度に関する11段階のリッカート尺度を用いた。

C. 研究結果

介護の質

1日あたりの介護時間、身体的な介護サービスの数、社会生活支援サービスの数などの

指標を介護の質として、被説明変数に選び、CRAの4因子量、嫁と娘のダミー（ベースは息子）を説明変数として、回帰式を計測した。この結果、「受け止め」と「生活・健康」は介護の質に対するプラスの効果が、「非協力」にはマイナスの効果が、それぞれ認められた。「生活・健康」という否定的な因子が、介護の質にプラスの影響を与えているのは、いわゆるreverse causalityであろう。女性の介護が質を高める、ごく小さな効果は認められたが、嫁と娘の間には有意な差は認められなかった。したがって、家族介護において嫁の役割を低下させているのは質の問題ではない。

介護の負担感

介護の負担感を被説明変数、CRAの4因子量と、嫁と娘のダミー等を説明変数として、回帰式を推計した。その結果、負担感のほとんどは「生活・健康」因子の影響であるが、「積極的な受け止め」はそれを少し緩和する働きがあり、意外にも「非協力」にもごく弱い緩和効果がある。他方、「経済」の影響はない。嫁・娘・息子の間では有意な負担感の差はないことになる。上の介護の質の結果と併せると、「家族の非協力」因子は、過剰な介護負担から自分を守るための防御的な反応の可能性がある。

介護による幸福度の変化

オランダの研究者グループは、家族介護者には、現在の幸福度が、他人に介護を任せる場合の仮想的な幸福度よりも大きいケースが少なくないことから、介護そのものが介護者に効用をもたらすという過程効用仮説を提唱している。こうした効用をどれくらい感じるかは、息子、娘、嫁で違う可能性があるが、今回は、さらに相続の影響の大きさも検討した。推計した回帰式の被説明変数は介護による幸福度の変化量、説明変数は、負担感、CRAの4因子量、娘と嫁ダミー、借家ダミーである。

回帰分析によると、息子、娘、嫁の間に負担感の差はなかったにもかかわらず、介護による幸福感の低下量については、嫁だけが有意に大きい。息子と娘の間には有意な差はない。息子と嫁の間の幸福感の低下量の差は、「日常生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算すると、標準偏差の0.75倍に相当する。例えば、平均的な(上位50%)「生活・健康」の因子量をもつ嫁の場合、介護による幸福度の低下量は、息子であれば、上位25%の「生活・健康」の因子量を持つ人の幸福度の低下量に匹敵する。この差はさほど大きくないようにも思えるが、介護の負担感が等しい二人の間の比較(バイアス)であることを考える必要がある。

わが国では、親の介護をする子供の多くは親と同居している。特に親名義の住宅で同居している場合は、介護をする子供がその住宅

を相続することが多い。もし介護の見返りとして不動産の相続が期待できるのであれば、それは介護による幸福度の低下量を軽減する効果を持って不思議ではない。反対に、借家において親を介護している子供の場合は、相続の可能性はほとんどない。実際に、今回の標本において、借家のサンプルは9%に過ぎないので、「借家」ダミーを無相続の代理変数として説明変数に追加した。

この結果、「借家」には、予想どおり、幸福度の低下を増幅する効果が認められた。その効果の大きさは、「生活・健康」因子量に換算すると、標準偏差の1.2倍に相当する。相続が期待できない、平均的な「生活・健康」因子量を持つ息子でも、その幸福度の低下量は、自宅で介護している息子であれば、上位2%の因子量を持つ者に相当するほど大きいものである。

D. 結論

なぜ嫁の介護が急速に減ってきたのかに関して、今回の分析で、CRAの因子量や負担感をコントロールしても、嫁が介護する時の効用の低下量は、息子が介護するのに比べて、有意に大きいことが確かめられた。負担感の主な成分である「生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算して標準偏差の0.75倍という嫁のバイアスは驚くほど大きなものではないが、それでも夫婦のどちらが親の介護を担当するのが効率的か、という問いに

は明確な回答を与える。

さらに今回の分析により、親を介護する子供にとって、相続が大きなインセンティブとなり得ることも明らかになった。介護という負担感を伴うサービスを、子供が自発的に提供するのは、社会的にも望ましい。財産を相続させるにしても、介護をしない子よりも、する子に相続させるほうが社会的に望ましいという議論もあり得る。こうした議論に問題があるとすれば、相続が期待できない子供が親の介護をする場合との公平性が保たれていない点である。このままでは日本で親を介護するのは相続が期待できる子だけになりかねない。今回の無作為抽出標本においても、相続が期待できない介護者は10%未満である。相続税を財源として、介護に現金給付を行うことも考慮すべき時ではないか。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

再分配的な側面に配慮した保育サービスのあり方に関する研究

分担研究報告書

研究分担者 酒井正 法政大学経済学部 教授

研究要旨

効果的且つ公正な両立支援の在り方を考えるにあたっては、子どもを持つことに伴う女性の逸失所得を把握したうえで、更に（保育料の安い）認可保育所が低所得世帯に配分されているかどうかを確認することが重要になる。

家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データ（22 年分）に基づいて分析をおこなった結果、月給で賃金を受け取っている女性においては、子供を持つことに伴う賃金低下（child penalty）が観察された。労働時間を統御したうえでの結果であることから、正規雇用等では昇進等の面で差が付くことで child penalty が大きくなることが示唆される。子育てに伴うキャリアの中断や昇進の遅れ等を是正する必要がある。

また、就学前の子供を持つ女性のうち認可保育所に子供を通わせている者の割合を所得階層別に見ると、保育所が需要に比べて不足しているとされる都市部に限れば、認可保育所利用率は所得階層によって有意な差が無いことがわかった。現行の入所基準のまま認可保育所を増やしたとしても、低中所得層における女性の就業が必ずしも優先して支援されるわけではないことから、入所基準の調整等を検討する必要があるかもしれない。

A．研究目的

この四半世紀、わが国の 30～40 代の女性の就業率は上昇して来ているが、子育てに伴って能力開発や昇進の機会が大きく失われたり、子育て支援策が不公平だったりすれば、女性の労働意欲を十分に引き出せているとは言えず、労働資源の利用は非効率

になっている可能性がある。本研究では、効果的な子育て支援策を検討するにあたり、女性が子どもを持つことで被る賃金低下を計測すると同時に、現下の保育サービス提供体制に内在する問題を検討する。特に、認可保育所の利用基準（選考基準）を考察する。

年齢等をコントロールしたうえで、子供を持つ女性の賃金が（子供を持たない女性の賃金に比べて）低いという事実は child penalty（或いは motherhood penalty）として知られ、多くの国で観察されて来た。その理由としてはいくつかの要因が考えられるが、観察できない能力等の異質性に因るとする仮説と性別役割分業や子育てをする女性に対する差別的待遇に因るとする仮説が有力である。もし子供を持つことに伴う賃金低下が仮説に因るものであるならば、政策的な介入は単純には正当化され得ない。他方で、賃金低下が仮説に因るものならば、子育て支援策の改善を検討する余地がある。本研究では、まず上記の2つの仮説を識別したうえで、child penaltyの存在を確認する。

次に研究の後半部では、公的な保育サービス供給が再分配的な観点から有効に機能しているかどうかを検討する。一般に認可保育所の保育料は自治体の補助によって低く抑えられているが、現状での女性の就業状況を主な入所の要件としている。そのため、ひとり親家庭等の子供は優先的に入所できる一方で、フルタイムの共稼ぎ家庭の子供についても入所しやすく、認可保育所に子供を預けている世帯の所得分布は二極化していると指摘する研究もある（大石，2005）。都市部を中心に待機児童の存在（＝保育サービスの不足）が問題になる中、認

可保育所の現行の入所基準は所得格差の拡大に寄与している可能性もある。そこで、子供を認可保育所に預けている割合を所得階層ごとに見ることで再分配的な側面から認可保育所の在り方を考察する。

B. 研究方法

公益財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データ（22年分）に基づいて分析をおこなう。同調査は、初回調査時（1993年）に24～34歳だった女性（とその夫）を対象とする縦断調査であり、その後に新しいコホートも加えていることから、利用できる最新調査時（2014年）の段階で年齢幅は25～55歳となっている。

まず、研究の前半部では、時間当たり賃金（の対数値）及び月給（の対数値）を被説明変数とし、就学前の子供がいる場合に1の値を取るダミー変数を説明変数とした固定効果推定をおこなう。コントロール変数には、年齢、年齢二乗、（当該企業における）勤続年数、婚姻状態、月間労働時間等を用いる。固定効果推定では、観察し得ない個人の異質性（性向・能力等）を統御していることになるので、子供の有無が賃金に対して有意に影響していれば、異質性以外の要因に因ることが考えられる。以上に加えて、月間労働時間を被説明変数とする推定もおこない、子供を持つことの労働時

間への影響も見ると、また、子供を持つことで被る賃金低下が女性の学歴によって異なっているかも確認する。

次に研究の後半部では、同調査を用い、就学前の子供を持つ女性で就労している者のうち認可保育所に子供を預けている者の割合を算出し、所得階層ごとの認可保育所利用率を見る。上記に加え、就労していない女性をサンプルに含めて計算した認可保育所利用率も計算する。また、所得階層としては、等価所得（年収）の十分位を用いる。認可保育所を利用している場合に1を取るダミー変数を被説明変数とし、各所得階層を示すダミー変数に加え、兄弟数等を説明変数とするプロビット分析をおこなう。

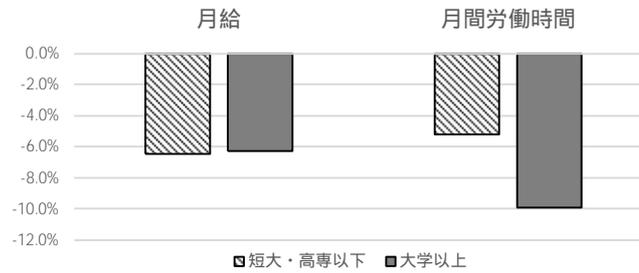
（倫理面への配慮） 該当しない。

C. 研究結果

全就業者（女性）に関して計算された時間当たり賃金率について見れば、子供を持つことに伴う賃金低下（child penalty）は観察されなかった。一方で、月給で賃金を受け取っている女性に限れば、child penaltyが観察される。月給で賃金を受け取っているのは、「正社員」を中心とする常用雇用の者が想定されるが、固定効果推定によって個人の観察できない異質性を統御した結果

であるので、それらの女性においては、元来の能力等以外の要因で賃金低下が生じていることが窺える。これは、川口（2005）を踏襲する結果である。子供を持つ女性は労働時間も少なくなる傾向にあるが（下図）、労働時間を統御しても child penalty は観察される。すなわち、労働時間が同じであっても、子供のいる女性は（子供のいない女性に比べて）賃金が低いことになり、正規雇用等では昇進等の面で差が付く結果、child penalty が大きくなることが示唆される。この月給職における child penalty は学歴に関係なく観察された。但し、子供を持つことに伴う労働時間の減少分は大卒以上の者で大きかった。以上の結果は、就業選択に起因するセレクション・バイアスの可能性については明示的に考慮していないため^{注1}、解釈にあたっては慎重を期す必要があるが、女性は子供を持つことで労働時間以外の要因による収入の減少を経験している可能性があり、その面での対策を講ずる必要があるかもしれない。子育てに伴う労働時間の減少とキャリアの中断が男女間賃金格差の最も大きな要因であることを指摘した Bertrand et al. (2010)とも整合的な結果と言える。

子供を持つことに伴う賃金の減少分



* 年齢，年齢二乗，勤続年数，婚姻状態，時点効果を統御した結果．

* 労働時間については，正規雇用についての結果．

子育てと仕事を両立するにあたっては保育サービスが利用できるかどうかが重要となってくる。とりわけ、保育料の安い認可保育所に入所させられるかどうかが重要である。就学前の子供を持つ女性のうち認可保育所に子供を通わせている者の割合を所得階層別に見ると、高所得層ほど認可保育所利用率が低い傾向が見られた。しかし、保育所が需要に比べて不足しているとされる都市部に限定して見れば、認可保育所利用率は所得階層によって有意な差が無いことがわかった。認可保育所に入れられないために就業を断念している可能性もあるが、都市部では認可保育所利用率が必ずしも低所得層で高くないという事実は、(保育料が応能負担になっているとは言え)認可保育所の利用可否が所得再分配に歪みをもたらしている可能性を示唆する。(就業していない女性まで含むサンプルでは、上位の所得階層ほど認可保育所利用率が高いことも一部で見出された。)フルタイムの就業者を優先するような入所基準によって、保育所の有無に関わりなく働き続けるような就業

志向の強い女性ほど認可保育所に子供を入れ易くなっており、認可保育所を増やしても就業する女性が増えないことが指摘されている (Yamaguchi et al, 2017)。上記の結果は、それを補完する傍証とも捉えることができる。

注1 別のセレクション・バイアスとして、就業する女性が増えるほど能力や生産性の低い女性もサンプルに含まれるようになり、女性の平均賃金を押し下げる可能性がある。但し、前年度における都道府県データに基づいた予備的な分析から、正規雇用に限ってみればこのようなセレクション・バイアスの存在は示唆されない。

D. 考察 及び E. 結論

研究の前半部では、月給で賃金を受け取る女性に限れば、子供を持つことで賃金低下が生じる事実が確認された。これは観察できない能力といったことに由来するものではなく、性別役割分業等に因ることが示唆される。また、労働時間を統御しても尚、

子供を持つことに伴う賃金低下が見られることから、賃金低下の背景には、子育てによる労働時間の減少以外の理由もあると考えられる。

研究の後半部では、暫定的な結果ではあるが、保育料の安い認可保育所利用率が都市部では必ずしも低中所得層で高いことが確認された。所得の高い世帯が安い保育サービスを楽しむ一方で、低中所得層においても認可保育所を利用できていない世帯が一定割合いることが窺えた。

子供を持つ女性の賃金が低くなる傾向にあるのは、観察できない能力等に因るわけではなく、性別役割分業等に因る可能性があることが確認されたことから、政策的な介入の余地がある。特に、子育てに伴う労働時間の減少以外の要因（キャリアの中断やそれに伴う昇進の遅れ等）も示唆されることから、この面での是正措置が必要と考えられる。その中には、夫の育児への協力をし易くするような施策も含まれよう。

また、認可保育所利用率が必ずしも低中所得層で高いという事実は、待機児童を解消するために、現行の入所基準のまま認可保育所を増やしたとしても、低中所得層における女性の就業は必ずしも反応しないことを示唆しうる。入所基準の調整や保育料の応能負担の度合いを改めるといった措置が必要かもしれない。これらの研究成果について、今後、学術媒体に公表して行

くことを予定している。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

年金・医療・介護の制度改革と世帯構成・所得格差に関する研究

研究分担者 稲垣 誠一 国際医療福祉大学・総合教育センター・教授

研究要旨

マイクロシミュレーションという手法を用いて、年金額分布の将来見通しと家族・世帯の将来推計を同時に行うことによって、将来の高齢女性の貧困率の見通しを推計し、貧困化の要因を分析した。高齢女性の貧困化は、現行の公的年金制度が前提としている、高度経済成長期までに確立した日本人の典型的なライフスタイルが大きく変容したことがその背景にある。このライフスタイルの変化は、1970年代後半から急速に進行し、結婚年齢の遅れや未婚化、少子化、離婚の増加など、当時は考えられなかったような著しい変化であったが、男女の雇用格差は残ったままであった。足元では、この新しいライフスタイルの世代が年金受給世代に到達していないことから、この問題は顕在化していないが、近い将来、顕在化・深刻化することを定量的に明らかにした。

A. 研究目的

わが国では、少子高齢化が進行する中で、年金保険料の未納者・免除者が増加しており、その時々々の現役世代が高齢世代を支える仕組み（賦課方式）を基本とする公的年金制度の将来に大きな懸念をもたらしている。政府は5年ごとに、国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しの作成、いわゆる財政検証を実施し、公的年金制度の財政の持続性と年金給付の十分性、ここでは、標準的な夫婦の所得代替率が将来にわたって50%を下回らないことを確認している。しかしながら、政府の財政検証で示され

る「標準的な夫婦」は、今日ではもはや標準ではなく、「この所得代替率が50%を下回らないこと」が老後生活を保障する水準として十分であるかどうかについては、大きな疑問が提示されている。実際、非正規雇用などで厚生年金に加入することができなかった者などは、未納問題もあり、老後生活の基礎的部分すら保障されないのではないかと考えられている。こうした者たちは、政府の言う「標準的な夫婦」には当たらないことから、公的年金の「財政検証」において、対象外となり、制度の隙間に落ちる結果となっている。

こうした政府のいう「標準」に当てはまらない人々は、年々増加してきており、すでに、無視できない人数に増加してきている。さらに、今後、最後のセーフティーネットである生活保護制度では対応できない人数まで増加すると考えられる。

そこで、本研究では、公的年金と稼働所得だけでは生活できない、いわゆる生活扶助基準未達の世帯にいる人々がどれくらい増加していくのか、将来推計を行う。政府が公的年金の財政検証で示していないさまざまな指標を示すことにより、現在の公的年金制度の抱える構造的な問題を明らかにし、どのような改革を行うべきか、政策提言につなげていくことを目的とする。

B．研究方法

高齢者の年金額分布や同居家族、貧困率などの将来見通しを推計するためには、個人や世帯といったミクロの単位で将来推計を行うことが必要不可欠であり、マイクロシミュレーションという手法を用いる。利用したモデルは、日本社会のダイナミック・マイクロシミュレーションモデルである世帯情報解析モデル（Integrated Analytical Model for Household Simulation）である。

ここでは、貧困の指標として、生活扶助基準未達の世帯に住む人々の比率を人数ベースで推計する。いわゆる貧困率であるが、一般に用いられる相対的貧困率（世帯人員で補正した可処分所得が中央値の2分の1未満の者の比率）よりも生活実態に合ったものである。この貧困率の推計はマクロ的な手法では不可能であり、ダイナミック・マイクロシミュレーションという手法を使

う以外にない。さらに、この定義による貧困ライン以下になる可能性のある者の属性を明らかにするとともに、貧困率の将来にわたる推移も示す。

公的年金の「財政検証」は、モデル夫婦のみについて、数十年後の最終的な姿しか示していない。たとえば、オプション試算では、厚生年金の適用拡大が大きく所得代替率の改善に大きく寄与するとしているが、これは、厚生年金の適用拡大の恩恵を受ける現在の若年世代の遠い将来の姿を示しているだけであり、この適用拡大の恩恵を受けることがあまり期待できない、すでに中高年になっていて近い将来年金受給者になる人々の状況にはまったく触れていない。ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルを活用することによって、こうした人々の貧困の状況についても推計を行う。

（倫理面への配慮）

該当しない

C．研究結果

本研究は2つのシミュレーションから構成される。第一に、厚生年金の適用拡大が実施されたとしたときの貧困率の将来見通しである。遠い将来の推計結果のみだけでなく、足元からその段階にいたるまでの推移を示す。第二に、離別や未婚女性の貧困率の将来見通しである。現在の年金制度は、「標準的な夫婦」をモデルに構築されており、専業主婦に対しては第3号被保険者制度や遺族年金など手厚い対応がなされているが、こうした女性に対する優遇的な措置はないため、貧困リスクが極めて高い。

（1）厚生年金の適用拡大が実施された

としたときの貧困率の将来見通し

非正規雇用者の厚生年金適用の拡大（政府が示した二つの制度改正オプション）を行った時の将来の高齢者の貧困率に及ぼす影響の推計を行った。その結果、220万人拡大ケースではほとんど効果はなく、1200万人拡大ケースでも、超長期的にはかなりの効果があるものの、中長期的な効果はほとんどないことが明らかとなった。

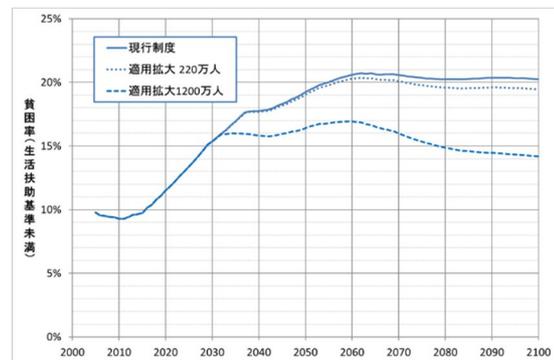
公的年金について、非正規雇用者の厚生年金の適用拡大については、足元の経済だけでなく、将来の高齢者の年金水準に関しても、大きな効果があると期待されている。確かに、超長期（2040年頃以降）でみると、貧困率の低下に大きな効果があるが、中長期（2040年頃まで）ではほとんど効果が見られない。

これは、将来の貧困高齢者は、現在の国民年金第1号被保険者（非正規雇用者など）に多いが、基礎年金制度が社会保険方式（原則として、保険料の納付実績に対応した給付）を採用しているため、仮に近い将来厚生年金に適用されたとしても、引退までの期間が短く、年金給付があまり増加しないためである。言い換えると、すでに低年金・無年金がほぼ確定している中高年には効果がほとんどなく、若い世代には対してのみ大きな効果があるからである。

図1は、貧困率の将来見通しについて、現行制度と適用拡大のケース（220万人と1200万人のケース）を比較したものである。一部の短時間労働者に適用拡大する220万人のケースでは、ほとんどその効果が見られない。すべての被用者に適用拡大する1200万人のケースでも、2030年代半ばま

では貧困率を改善する効果はほとんどない。貧困率の将来見通しで留意すべき点は、2030年代半ばまで急速に上昇するだけでなく、その後も、2060年頃まで貧困率が上昇を続けることである。年金額は、2030年代半ばまでに反転上昇するが、貧困率は反転せず、2060年に16.9%のピークを迎えたと推計される。2100年には14.2%まで低下するが、貧困率の上昇が続くことは、防貧の観点からも問題が多い。これは、高齢者の同居家族の変容が2060年頃までは継続するためであり、高齢単身世帯の増加に年金額の反転上昇が追いつかないからである。

図1 高齢者の貧困率に対する適用拡大の効果

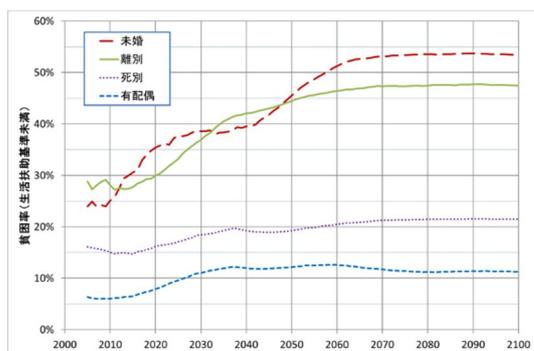


したがって、超長期的には大きな効果があるが、中長期的にはほとんど効果が見られないことに留意が必要である。政府の財政検証では、標準の夫婦モデルについて、2040年頃に新たに裁定される年金額（65歳時点）の所得代替率のみが示されているため、大きな効果があるように錯覚してしまうことになる。現実の高齢者の貧困の状況は、この将来見通しが示すとおりであることに留意する必要がある。

(2) 配偶関係別の高齢女性の貧困率の将来見通し

配偶関係別の高齢女性の貧困率の将来見通し(図2)をみると、未婚・離別の高齢女性の貧困率は、死別・有配偶の女性の貧困率よりも著しく高くなると見込まれる。これは、未婚・離別女性には子供がいないか少ないため、一人暮らしのリスクが高いからである。65歳になったばかりであれば、両親が健在で同居しているケースも多いが、75歳くらいになって両親が他界すると、ほとんどの場合一人暮らしとなり、貧困リスクが高まる。21世紀後半に向かって、この75歳以上の高齢女性の比率がますます高まっていくため、貧困率が長期間にわたって上昇を続けることになる。

図2 配偶関係別にみた高齢女性の貧困率の将来見通し



これに対して、死別の場合は、遺族年金によって比較的高い年金を受給できること、有配偶の場合は夫婦で暮らしていること、さらに、死別や有配偶の場合は子供と同居していることも多いことから、生涯にわたって貧困リスクは相対的に低い。

足元では、未婚・離別の高齢女性は1割

にも満たない比率であるが、今後これら的高齢女性の割合が急速に上昇し、将来的には3割の高齢女性が未婚・離別と見込まれる(表1)。これら的高齢女性のうち、およそ半数が生活扶助基準未満と見込まれることから、将来大きな社会問題になることは避けられないであろう。人数が少ないうちは、生活保護制度などで対応可能かもしれないが、これらの女性が高齢女性の多くを占めるようになると、その対応は容易ではないし、大きな費用がかかることになる。

表1 性別・配偶関係別 高齢者割合の将来見通し

年	男性				女性			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
1970	0.9%	76.0%	21.8%	1.3%	1.2%	31.4%	65.7%	1.8%
1990	1.1%	83.6%	13.8%	1.5%	2.3%	40.5%	54.2%	3.0%
2010	3.7%	81.8%	10.8%	3.7%	4.0%	49.6%	41.7%	4.7%
2030	13.4%	68.0%	11.8%	6.8%	6.6%	44.7%	39.3%	9.3%
2050	23.7%	59.0%	9.7%	7.6%	15.4%	40.3%	32.4%	11.9%
2100	26.4%	56.6%	8.8%	8.2%	17.6%	37.3%	32.4%	12.7%

なお、平成16年改正では、離別女性の年金権の確保のため、離婚時に夫の厚生年金の一部を妻の年金受給額に上乘せする仕組み(厚生年金の離婚分割)が導入された。しかしながら、この上乘せ額は婚姻期間に相当する夫の年金額の2分の1が上限であり、現実には大きな効果はみられていない。これは、離婚した夫婦の平均の婚姻期間は11.1年(平成25年人口動態統計調査)と短く、離婚分割の仕組みを利用したケースもわずか9.2%(平成25年厚生年金保険・国民年金保険事業の概況)にとどまっているからである。

D. 考察

公的年金制度の改革は、世代間格差の問題もあり、若者を意識した議論が多く、将

来の所得代替率など超長期の給付水準が議論の中心となっている。しかしながら、貧困高齢者予備軍が多い中高年者への対応の議論が十分になされておらず、中長期の貧困率の見通しなど、そのためのエビデンスも示されていない。

厚生年金の適用拡大や女性の活用などは、若い世代への対応策であり、すでに中高年になっている非正規雇用者や離別・未婚女性に対する効果は限定的である。若い世代へのこうした対応は必要不可欠であり、若い世代に対しては、確かに老後の所得状況を改善する効果はある。しかしながら、貧困高齢者予備軍となっている中高年者への効果は期待できない。

また、過去にさかのぼって保険料を納付する仕組みや基礎年金の資格期間の短縮などが議論されているが、そもそも貧困高齢者予備軍は保険料を追加納入する余裕がなく、資格期間を短縮したとしても、無年金が低年金になるだけであり、貧困率の改善に寄与することは考えにくい。

E . 結論

若い世代を意識した公的年金制度の改革論議は、きわめて重要である。しかし、そのことだけに気をとられて、近い将来高齢者となる中高年のことを忘れてはいけない。世代間格差は若い世代だけの話ではなく、現在の中高年層も若い世代と同様に、現在の高齢者世代との世代間格差問題が存在している。

先に述べたように、厚生年金の適用拡大や女性の活用などは、若い世代への対応策である。社会保険方式を基本とする公的年金制度では、貧困高齢者予備軍となってい

る中高年者には効果が薄い。これは、過去にさかのぼって雇用することは不可能であり、これまでの非正規雇用の期間や未納期間などが年金額に反映されるからである。

こうした人々は、仮に保険料納付の時効を延長したとしても、さかのぼって保険料納付する余裕はない。確定拠出年金など自助努力型の制度の整備が進められているが、こうした制度の恩恵を受けることも考えにくい。むしろ、こうした制度の導入は、その恩恵を受けることができる裕福な中高年との格差を拡大するだけであることに留意が必要である。

さらに、こうした人々は、政治的なプレゼンスも弱く、見落とされがちである。まず、政府の財政検証において、こうした人々がどのような老後を送ることになるか見通しを示すことが必要である。すでに標準ではない夫婦を「標準的」といって、その議論だけに誘導すべきではない。本研究は、その議論のためのエビデンスを提供するものである。

その上で、基礎年金を社会保険方式で設計することの是非など、根本的な議論が必要である。本研究で示したエビデンスなども参考にして本格的に取り組まない限り、近い将来、貧困高齢者（生活保護）が急増し、大きな社会的な問題になることが避けられないと考えられる。

G . 研究発表

1. 論文発表

稲垣誠一（2015）「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』第 15 号，明石書店，pp.34-44.

稲垣誠一(2016)「第3号被保険者制度廃止の財政影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』35, pp.30-35.

稲垣誠一(2016)「高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析」『年金と経済』第35巻第3号, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, pp.3-10.

稲垣誠一(2017)「厚生年金の適用拡大がもたらす貧困率改善効果」『日本年金学会誌』36, pp.3-9.

Seiichi Inagaki (2018) "Dynamic Microsimulation Model of Impoverishment Among Elderly Women in Japan," *Frontiers in Physics*, 6:22. Doi: 10.3389/fphy.2018.00022

2. 学会発表

稲垣誠一(2015)「第3号被保険者制度廃止の財政影響と貧困率の将来見通し」第35回日本年金学会総会・研究発表会、JJK会館、2015年10月29日.

稲垣誠一(2016)「日本における潜在的な所得格差：成人夫婦単位に分割した世帯を基礎としたジニ係数による分析」2016年度統計関連学会連合大会、金沢大学、2016年9月7日.

稲垣誠一(2016)「厚生年金の適用拡大がもたらす貧困率改善効果」第36回日本年金学会総会・研究発表会、JJK会館、2016年10月27日.

Seiichi Inagaki (2017) "Microsimulation of the Impoverishment of Elderly Women in Japan," The 6th World Congress of the International Microsimulation Association, Collegio Carlo Alberto, Moncalieri, Torino, Italy, June 23,

2017.

Seiichi Inagaki (2018) "Microsimulation in Japan," AESCS 2018 and IMA Asia-Pacific Regional Conference, International University of Health and Welfare, Narita, Chiba, Japan, March 22, 2018.

H . 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

2009 年度介護報酬改定が介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与えた影響

研究分担者 濱秋 純哉 法政大学比較経済研究所准教授

研究要旨

近年、少子高齢化の進行とともに介護サービスに対する需要が増加しているため、介護従事者を安定的に確保することが政策課題となっている。先行研究では、介護従事者の賃金が介護サービスの公定価格（介護報酬）によって事実上規制されており、介護労働市場で超過需要が発生しても賃上げが難しいことが介護人材不足の一つの原因とされている。そこで、本稿では、2009 年度の介護報酬引き上げが介護従事者の賃金、労働時間及び離職率にどのような影響を与えたのかを『介護労働実態調査』の個票を用いて分析した。通常、介護報酬引き上げが賃金や労働供給に与える影響を、外部労働市場（マクロ経済）の変化等がそれらに与える影響と区別することは難しく、先行研究でもこれらの影響を必ずしも区別できていなかったと考えられる。そこで、本研究では、2009 年度介護報酬改定において首都圏都市部のうち東京 23 区でのみ介護報酬の地域区分別上乘せ割合が 3%ポイント引き上げられたことを自然実験とみなし、Difference-in-Differences（DID）推定で介護報酬改定の効果を識別することを試みた。

A．研究目的

我が国では、2000 年に介護保険制度が導入されて以降、介護サービスに対する需要が増加し続けている。このため、2000 年代半ばに介護従事者不足が顕在化し、2007・2008 年度には景気変動の影響も受けて介護分野の有効求人倍率が 2 倍を超えた。さ

らに、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年度には 37.7 万人の介護従事者の不足が見込まれる等、今後も少子高齢化が進行する中、介護従事者を安定的に確保していくことが大きな課題となっている。

介護労働力不足のメカニズムを分析した先行研究では、介護報酬が一定期間固定さ

れているため労働市場の賃金調整に時間がかかることが介護労働力不足の一つの原因との指摘がなされている。そこで、本研究では、2009年度介護報酬改定による介護報酬の引き上げが、介護従事者の賃金、労働時間、離職率に与える影響を実証的に明らかにすることに取り組んだ。

具体的には、本研究の目的は以下の二点である。一つ目は、自然実験を用い、マクロ経済変動等の効果と介護報酬改定の効果を識別することである。その際に、介護報酬改定以外の要因が推定結果に及ぼす影響をなるべく小さくするために、実験群と対照群を可能な限り同質的な地域としたり、両群に含まれる介護従事者の構成が変化した可能性を考慮した分析を行ったりする等、複数の方法で結果の頑健性を確認した。二つ目は、介護報酬改定の効果に関する先行研究では、主に賃金への影響が分析されていたが、本研究では賃金の他に労働時間や離職率も同時に対象とすることで、変数間で統合的な変化が見られるかを検討した。このことは、2009年度改定がその目的である介護人材の確保につながったか、もしつながったのであればどのようなメカニズムが働いたのかを検討する上で重要と考えられる。

B. 研究方法

介護従事者不足の原因を明らかにするた

めに、これまでに多くの研究が行われてきたが、その中で、介護報酬制度により介護労働市場の賃金調整に時間がかかることが、一つの原因と指摘されている。つまり、外部労働市場で賃金が上昇した際に、介護労働市場では必ずしも賃金を引き上げることができないため、相対賃金の低下によって介護従事者が他産業に流出するということである。

このように介護報酬の引き下げや固定が介護従事者不足の一つの原因と考えられているが、介護報酬の引き上げがどの程度介護従事者不足の解消に寄与するかについては分かっていないことも多い。この問題を考える際の最も大きな障害は、介護報酬の引き上げが介護労働市場に与える影響と外部労働市場（マクロ経済）の変化がそれと与える影響を識別するのが難しいことである。平成23年版の厚生労働白書では、2009年度の介護報酬改定と介護職員処遇改善交付金の効果を検証するために2009年度と2010年度に実施された『介護職員処遇状況等調査』から、介護従事者の2010年の賃金は2008年に比べて1人当たり月額約2.4万円引き上げられたとされている。しかし、この値にはマクロ経済の変化等の他の要因による賃金上昇も含まれており、2.4万円の全てがそれらの政策の効果とは必ずしも言えないはずである。

そこで、本研究では、2009年度の介護報

酬改定において、首都圏都市部では東京 23 区でのみ介護報酬の地域区分別上乗せ割合が引き上げられたことを自然実験と見なし、Difference-in-Differences 法（以下、「DID 法」という）により、政策効果の識別を試みた。具体的には、首都圏都市部のうち東京 23 区を実験群、首都圏都市部のその他の地域を対照群として、両群における 2009 年度介護報酬改定前後の賃金、労働時間及び離職率の変化を比較した。

2009 年度の介護報酬改定の内容は介護従事者の人材確保・処遇改善を中心とし、基礎報酬の引き上げは一部サービスのみで行われ、介護福祉士の資格保有者や勤続年数の長い者、常勤職員が雇用されている割合が高い事業所の優遇加算が充実された。また、人件費の地域差への対応として、サービス毎の人件費割合について見直しが行われるとともに、各地域区分の報酬単価の上乗せ割合の見直し等も行われた。その結果、首都圏 4 都県の地域区分別の上乗せ割合は、特別区は 12% から 15% へ、乙地は 3% から 5% へ引き上げられ、特甲地は 10%、甲地は 6%、その他地域は 0% のままで据え置かれることとなった。

他方で、2009 年度の介護報酬改定では、地域区分及び適用地域は変更されなかった。しかし、社会保障審議会介護給付費分科会「平成 21 年度介護報酬改定に関する審議報告（2008 年 12 月 12 日）」には、「今回は、

地域の区分方法については見直しを行わないものとするが、今後、地域区分の在り方について検討することとする」という一文が記された。これは、介護保険制度創設時から、地域ごとの民間賃金の水準を反映する国家公務員の地域（調整）手当に準拠して定めてきた介護報酬の地域区分を、国家公務員の地域区分の変更に合わせて見直すことを先送りしたことを意味する。国家公務員給与においては、2006 年度に調整手当に代わって地域手当が新設され、民間賃金の地域差をより正確に反映するために地域区分の数と各区分の適用地域が変更され、上乗せ割合も上限が 12% から 18% に改定された。国家公務員の地域区分は官署所在地のみに設定されているため、介護報酬の地域区分をそれに準拠させるには、国の官署が所在しない地域の区分を新たに設定しなければならない。しかし、社会保障審議会介護給付費分科会第 61 回（2008 年 12 月 3 日）議事録では、当時の厚生労働省老人保健課長の発言として、介護報酬の地域区分の変更には「きちんとした調査、検証と時間がかかるということだから、残念だが、今回はそれは間に合わない」とあり、2009 年度介護報酬改定時にはそれが間に合わないという理由により、2012 年度改定での検討課題とされたと考えられる。

このように、2009 年度介護報酬改定では、国家公務員給与の地域区分の変更に影響を

受けなかった特別区では民間賃金の水準の変化に応じて上乗せ割合が引き上げられた一方で、特甲地や甲地の中の政令指定都市でも同じ理由で引き上げられるべきだったものの、地域区分の変更が間に合わなかったため引き上げが見送られた。仮に、2009年度改定時に国の官署が所在しない地域の地域区分の設定が間に合っていれば、特別区(東京23区)以外の首都圏都市部の地域についても、2012年度改定でなされたように上乗せ割合が引き上げられていたと予想される。したがって、2009年度改定における、首都圏都市部の中の特甲地や甲地の中の政令指定都市での上乗せ割合の据え置きは、介護報酬の地域区分の再設定が間に合わないという、対象地域の事業所の経営状況や人件費負担とは無関係な外生的な理由によってなされたものと捉えることができる。もしこれらの地域と特別区の事業所の置かれた状況に違いが無ければ、特甲地と甲地の政令指定都市で上乗せ割合が外生的に据え置かれたことは、換言すると、首都圏都市部で特別区にのみ外生的に上乗せ割合の引き上げを割り当てたということになる。

C. 研究結果及び考察

まず、訪問介護員非正社員短時間労働者と介護職員正社員のいずれについても所定内賃金を対象とする場合には介護報酬改定

による有意な変化が見られなかったが、実賃金については有意な増加が見られた。

実賃金には、所定内給与の他に一時金や手当等も含まれるため、地域区分別上乗せ割合の引き上げによって増えた収入を原資として、一時金や手当の支給という形で賃金を増額したのかもしれない。実際、2009年度『介護労働実態調査』の事業所調査によると、2009年度の介護報酬改定に伴い経営面で行った対応として、「基本給の引き上げ」を挙げた事業所が30.4%に対し、「諸手当の導入・引き上げ」や「一時金の支給」を挙げた事業所が計45.7%あることは、この解釈と整合的である。

つぎに、実労働時間数(=1ヵ月間に実際に就労した時間数)については、職種を問わず有意な変化は推定されなかった。介護職員正社員については、勤務時間が予め決まっているため、1ヵ月の実賃金が増加しても労働時間を増やすインセンティブは弱いと考えられる。一方、訪問介護員非正社員短時間労働者については、103万円・130万円の壁の影響を受ける労働者による労働時間の抑制が、「壁」の影響を受けない労働者による労働時間の増加を相殺したために、労働時間に変化が見られなかったと考えられる。

最後に、離職率については、訪問介護員非正社員短時間労働者については離職率が4.5%ポイント低下、介護職員正社員につい

ては 4.8%ポイントの低下が見られた。どちらの労働者についても特別区では実賃金が有意に増加しているため、待遇の改善によって離職を思いとどまる労働者が増えたのかもしれない。ただし、離職率関数の推定に用いた一事業所あたりの訪問介護員非正社員短時間労働者は平均 24.0 人、同じく介護職員正社員は平均 14.4 人と少ないため、数人の労働者の離職でも離職率の値が大きくなってしまい、安定した推定結果とはならない可能性がある。そこで、訪問介護員については非正社員短時間労働者だけでなく非正社員常勤労働者や正社員も含めた離職率を用いた推定を行い、介護職員についても同様に正社員だけでなく非正社員も含めた離職率を用いた推定も行った。その結果、訪問介護員については結果に大きな変化は無く介護報酬改定後の離職率の低下が示唆される一方、介護職員については有意ではなくなった。

D．結論

本研究では、東京 23 区における介護報酬の上乗せ割合引き上げによって介護従事者の賃金、実労働時間、及び離職率に変化が見られたかを、訪問介護員非正社員短時間労働者と介護職員正社員を対象として分析した。先行研究では介護報酬改定の効果を推定する際に、マクロ経済変動等の他の要因の影響を必ずしも排除できていなかった

と考えられるが、本研究では DID 法を用いて介護報酬改定の効果を識別することを試みた。その結果、介護報酬改定による地域区分別上乗せ割合の引き上げ後の所定内賃金の増加は見られなかったが、手当や一時金等を含む実賃金の有意な増加が見られた。また、実労働時間数には変化が見られなかったが、離職率は訪問介護員については有意に低下したことが確認された。実労働時間数に変化が見られなかったことについて、103 万円・130 万円の壁の影響を検証したところ、介護報酬改定を受けて「壁」の影響で労働時間を減らした者がいたことにより、他の労働者が労働時間を増やした効果が相殺された可能性がある。

E．健康危険情報

なし

F．研究発表

1.論文発表

上野綾子・濱秋純哉，2017 年，「2009 年度介護報酬改定が介護従事者の賃金，労働時間，離職率に与えた影響」、『医療経済研究』，Vol.29，No.1，33 - 57 頁。

2.学会発表

上野綾子・濱秋純哉，「2009 年度介護報酬改定が介護従事者の労働供給に与えた効果」，医療経済学会第 11 回研究大会，2016

年 9 月 3 日 , 早稲田大学 (東京都・新宿区)

G . 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3 . その他

なし

世代間資産移転と家族介護に関する研究

研究分担者 濱秋 純哉 法政大学比較経済研究所准教授

研究要旨

本研究では、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」とゆうちょ財団「家計と貯蓄に関する調査」の個票データを用いて、世代間資産移転と家族介護の関係及び近年の変化を分析した。その結果、子供による親の介護は遺産や生前贈与の受取と正の相関を持つことが確認された。具体的には、まず、親の死亡前に子供がその親の主な介護者だった場合、生存配偶者と子供との遺産配分において子供がより多くの割合を受け取る傾向が見られた。また、子供間での遺産配分においても、親の介護をしていた子供が他の兄弟姉妹よりも多くの割合を受け取る傾向があった。さらに、親からの生前贈与の受取は、子供が親と同居する確率や親を介護する確率と正の相関を持つことが分かった。最後に、近年、世代間資産移転と家族介護の関係に変化が見られるか確認したところ、家族介護の割合が低下していることと、若い世代では親の老後の面倒を看た子供が遺産を多く受け取る傾向が弱まりつつあることが示唆された。

A. 研究目的

高齢化が進むわが国では、高齢者の介護を取り巻く問題への対応が大きな政策的課題となっている。政府は「介護離職ゼロ」を目指し、介護人材の確保などの介護サービス提供体制の整備、介護に取り組む家族の仕事と介護の両立のための働き方改革の推進、高齢者が健康を維持し介護を必要とせずに生活するための環境づくりなどを推

進している。「介護の社会化」を目指して 2000 年に介護保険制度が創設されたにもかかわらず、このように介護離職が社会問題化する程に家族の介護負担が重いのはなぜだろうか。

経済学に基づいて考えると、子供が親の介護を行う場合、親から子供に世代間移転が行われる可能性が考えられる。たとえば、親が戦略的遺産動機を持つなら、自分の面

倒を看てくれた子供に遺産を多く渡すと約束することで、子供から自分への介護を引き出そうとする。介護保険制度が存在しても家族介護と介護保険による介護サービスが代替的でない場合、親が戦略的遺産動機に基づいて行動することで子供（家族）による介護が維持される可能性がある。

本研究の目的は、このような問題意識に基づいて、世代間資産移転と家族介護の関係及び近年の変化を分析することである。

B. 研究方法

本研究では、親子間での実際の世代間資産移転の授受の分かるわが国の個票データに基づいて、世代間資産移転と家族介護の関係を分析した。分析に用いたデータは、公益財団法人家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」と一般財団法人ゆうちょ財団（旧郵政総合研究所）の「家計と貯蓄に関する調査」である。

まず、回答者（あるいはその配偶者）による親からの遺産の受取と家族介護の関係を見る際には、生存配偶者（被相続人の配偶者）と被相続人の子供の間の遺産配分と、被相続人の介護を行った子供とそうでなかった子供との間の遺産の配分の違いの有無を確認した。つぎに、回答者による親からの生前贈与の受取と家族介護の関係を見る際には、調査時点での生前贈与の受取と親との同居・介護という同時点の関係と、過去

の生前贈与の受取と調査時点での親との同居・介護という異時点間の関係を確認した。

最後に、2000年の介護保険制度創設以降に、世代間資産移転と家族介護の関係に変化が見られたかを分析した。まず、各年で家族介護がどのくらい広く行われているのか、及びその時系列的な変化を確認し、つぎに、遺産と家族介護の関係がどのように変化しているかを確認した。

C. 研究結果及び考察

まず、子供による親の介護と遺産相続の関係を分析したところ、親の死亡前に子供が主な介護者だった場合、生存配偶者と子供との間の遺産配分において子供がより多くの割合を受け取ることと、子供間での遺産配分においても親の介護をしていた子供が他の兄弟姉妹よりも多くの割合を受け取る傾向が確認された。

つぎに、親の介護と生前贈与の受取の関係を分析したところ、親からの生前贈与の受取は親との同居確率や親を介護する確率と正の関係を持つことが分かった。海外では、生前贈与の受取と親の介護の間に正の関係が見られない研究もあるが、本研究の結果は概ね先行研究と整合的な結果と言える。

最後に、介護保険制度創設以降、世代間資産移転と家族介護の関係に変化が見られたか確認したところ、家族介護の割合が

徐々に低下していることと、若い世代では親の老後の面倒を看た子供が遺産を多く受け取る傾向が弱まりつつあることが分かった。

わが国の遺産配分は家（イエ）制度の影響を受けているが、時間とともにこの影響は弱まっていくと考えられる。本研究の最後の分析で見られた遺産と介護の関係の変化は、家制度の下でそうであったような財産の相続と親の扶養・介護をセットで考える人が徐々に少なくなっていることを反映している可能性がある。

D．結論

本研究では、個票データに基づいて世代間資産移転と家族介護の関係及びその近年の変化を分析した。その結果、子供による親の介護は遺産や生前贈与の受取と正の相関を持つことが確認された。具体的には、まず、親の死亡前に子供がその親の主な介護者だった場合、生存配偶者と子供との遺産配分において子供がより多くの割合を受け取る傾向が見られた。また、子供間での遺産配分においても、親の介護をしていた子供が他の兄弟姉妹よりも多くの割合を受け取る傾向があった。さらに、親からの生前贈与の受取は、子供が親と同居する確率や親を介護する確率と正の相関を持つことが分かった。最後に、近年、世代間資産移転と家族介護の関係に変化が見られるか

確認したところ、家族介護の割合が低下していることと、若い世代では親の老後の面倒を看た子供が遺産を多く受け取る傾向が弱まりつつあることが示唆された。

E．健康危険情報

なし

F．研究発表

1.論文発表

濱秋純哉，2018年，「世代間資産移転と家族介護」，『季刊個人金融』，Vol.13，No.1，近刊。

2.学会発表

なし

G．知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

人口減少・超高齢化下での介護施設の配置のあり方及び GIS(地理情報システム)の活用に関
する一考察

研究分担者 小黒 一正 法政大学・経済学部・教授

研究要旨

本研究では、新潟市の認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)や高齢者人口分布等に関する GIS(地理情報システム)データを用いて、将来の人口動態や施設寿命も考慮しつつ、人口減少・超高齢化下における介護施設の効率的な配置のあり方等の分析や考察を行うことにある。具体的には、町丁字別での 75 歳以上人口数の現状と将来予測のデータを利用し、グループホームの利用圏域ごとにおける現状と将来のグループホームに対するニーズと、現状の同施設の供給状況の比較などを行っている。

A. 研究目的

本研究においては、急速な人口減少・超高齢化が進む日本において、「財政問題」「急増する都市部高齢者問題」「消滅の危機に直面する自治体問題」といった 3 つの問題に対応することを主な目的として、新潟市の認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)や高齢者人口分布等に関する GIS(地理情報システム)データを用いて、将来の人口動態や施設寿命も考慮しつつ、人口減少・超高齢化下における介護施設の効率的な配置のあり方等の分析や考察を行った。

B. 研究方法

入居型介護施設のなかのグループホームを取り上げ、町丁字別での 75 歳以上人口の予測データに基づき、グループホーム施設の過不足の状況についての検討をした。具体的には、75 歳以上人口 1 人当たりの認知症対応施設不足に関する指標について、一定の想定を置きつつ、それに基づき不足度の試算を行った。

(倫理面への配慮)

該当しない

C. 研究結果

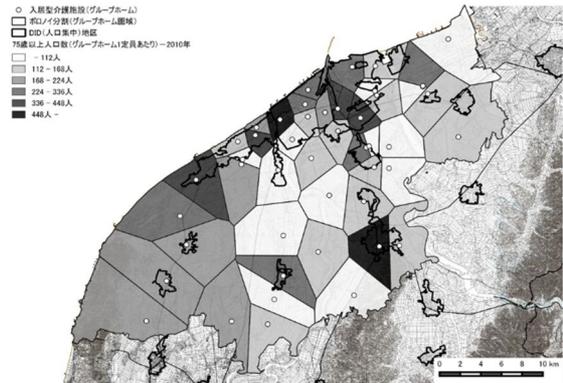
グループホーム施設の過不足の状況の試算を行うため、まず、新潟市域内に所在するグループホームの各位置を母点としたボロノイ分割を行い、距離に基づいた各グループホームにおける利用圏域の設定を行った。この利用圏域と町丁字別のエリアを重ねあわせ(半端となるものは面積比による比例配分を行い)、利用圏域ごとの75歳以上人口数の2010年、2030年と2050年の予測データを算出することにより、前述の1定員あたり112人の人口数を過不足に係る指標として、各グループホームの利用圏域ごとの75歳以上人口数の過大・過小等の状況を算出した。

表：グループホーム圏域における75歳以上人口数、1定員あたり75歳以上人口

所在区	グループホーム名(略称)	定員数	利用圏域内75歳以上人口		1定員あたり75歳以上人口		増減率			
			2010年	2030年予測	2010年	2030年予測				
北区	こまれば	18	511	1,131	1,063	28.4	62.8	59.1	121%	-6%
	ほろよあり	9	3,397	3,008	2,929	155.2	334.0	326.4	115%	-3%
	ほろば	18	2,844	4,124	3,514	146.9	223.1	168.4	56%	-15%
	ほろへの里	18	1,156	1,641	1,080	64.2	85.6	60.0	33%	-30%
東区	あやせ	9	1,191	2,040	1,755	132.3	226.6	195.0	71%	-14%
	ひまわりの家	18	2,377	3,792	3,382	132.2	210.1	187.9	59%	-11%
	大形	18	1,208	2,318	2,707	67.1	128.8	150.4	92%	17%
	空舞橋	18	4,877	6,917	6,499	271.0	384.3	361.1	42%	-6%
中央区	えびがた	9	1,044	2,158	2,011	116.0	239.8	223.5	102%	-7%
	中野山	9	3,050	5,698	5,822	338.9	633.1	646.8	87%	2%
	鎌ヶ山	18	2,280	3,864	3,973	126.7	220.2	220.7	74%	0%
	関屋	9	3,948	5,363	5,896	438.7	589.9	656.2	36%	10%
江南区	ふれあいの社	18	4,257	5,176	4,346	236.5	287.6	241.4	23%	-16%
	紫竹	9	3,708	5,194	5,491	412.0	577.1	610.1	40%	6%
	白山	9	2,552	3,326	3,405	283.5	369.9	378.4	30%	2%
	藤原野	27	1,113	3,265	4,364	70.8	120.9	161.7	71%	29%
秋葉区	かみん	18	3,071	4,652	6,009	170.6	258.5	333.8	51%	29%
	赤んぼ	18	2,922	4,378	5,969	162.3	243.2	331.6	50%	36%
	おみやぎの家	18	1,124	1,265	1,148	62.5	70.3	63.7	12%	-9%
	新潟家	18	909	1,372	1,382	50.5	75.2	75.6	51%	1%
南区	おやの家	9	2,001	3,377	3,329	222.3	375.2	368.9	69%	-1%
	こまよ	9	550	743	828	61.1	82.6	89.8	35%	-15%
	酒蔵	9	923	1,086	908	102.3	120.6	89.8	18%	-26%
	あけぼの	9	1,059	1,872	1,989	117.7	208.0	221.0	77%	6%
西区	しんせいの	9	1,229	1,810	1,487	146.5	201.1	165.3	47%	-17%
	新津	18	2,046	3,390	3,560	113.7	198.4	197.8	66%	5%
	なまよし家	9	4,435	5,493	4,640	503.9	610.3	504.4	21%	-17%
	風見野 たきや	18	2,048	2,429	2,040	113.8	135.0	113.3	19%	-16%
西蒲区	やしろた	18	1,385	1,840	1,601	77.50	102.22	89.27	32%	-13%
	味方	9	2,034	2,767	2,520	226.0	307.4	286.1	36%	-9%
	さくら里	9	1,201	1,382	1,118	133.4	153.6	124.2	15%	-19%
	うすい	9	1,284	1,850	1,263	140.5	172.2	140.3	23%	-19%
新潟市	白根	9	748	869	718	83.1	96.6	79.5	16%	-18%
	翠風園	18	1,493	1,747	1,770	83.0	97.1	98.8	17%	2%
	みずあ野	9	1,295	1,672	1,425	133.9	185.8	158.4	39%	-15%
	うすの	9	1,504	2,061	2,246	167.2	229.7	249.7	37%	9%
新潟県	坂井	27	1,236	2,199	2,118	45.8	81.5	78.5	76%	-4%
	からし種の家	9	3,041	4,486	4,353	337.9	498.5	483.7	48%	-3%
	ゆらあし	27	3,470	4,855	4,102	129.5	179.9	151.9	40%	-15%
	藤原の里	9	1,504	2,061	2,246	167.2	229.7	249.7	37%	9%
新潟市	まの	9	2,001	2,158	2,328	222.3	239.5	258.7	8%	8%
	まよ	27	2,500	4,577	4,462	92.6	169.5	165.3	83%	-3%
	南	18	3,051	4,237	3,695	170.1	235.4	205.3	38%	-13%
	岩室	9	1,710	2,089	1,571	190.0	232.1	174.6	22%	-25%
新潟市	西川	9	1,782	2,213	1,895	198.1	245.9	210.5	24%	-14%
	なかのくち	9	1,422	1,649	1,388	158.0	183.2	154.0	16%	-16%

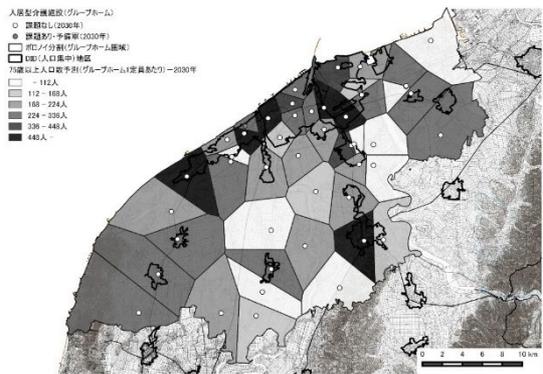
1定員あたり75歳以上人口 224人(全国平均の倍)以上
1定員あたり75歳以上人口 112人(全国平均)未満

図1：新潟市域内のグループホーム1定員に対する2010年での75歳以上人口数



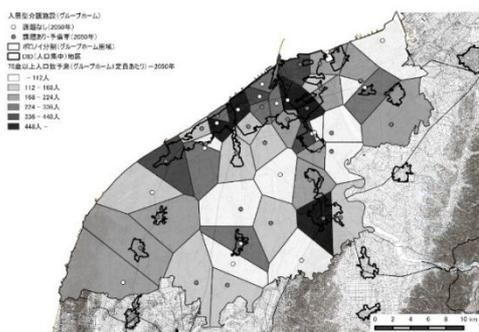
(出所)筆者作成(地図は国土地理院「基礎地図情報」、データの一部は国土交通省「国土数値情報」を利用)

図2：新潟市域内のグループホーム1定員に対する2030年での75歳以上人口数予測



(出所)筆者作成(地図は国土地理院「基礎地図情報」、データの一部は国土交通省「国土数値情報」を利用)

図3:新潟市域内のグループホーム1定員
に対する2050年での75歳以上人口



(出所)筆者作成(地図は国土地理院「基盤地図情報」、データの一部は国土交通省「国土数値情報」を利用)

D. 考察

2010年における新潟市内のグループホームの定員数合計が639名、全国平均でのグループホーム1定員あたりの75歳以上人口数が112人であることから、現状の施設量にて対応できると考えられる75歳以上人口数は、 $639 \text{ 名} \times 112 \text{ 人} = 71,568 \text{ 人}$ となる。2010年での新潟市の75歳以上人口数が95,241人であることから、その充足率は75% ($= 71,568 \text{ 人} \div 95,241 \text{ 人}$)となり、新潟市域全体としては現状で不足する状況となっている。

グループホームの圏域毎にみると(図1)、DID地区を含む市街地のエリアのなかには、1定員あたりの75歳以上人口数が448人、即ち全国平均の4倍を超えるところもあり、非常に不足した状態にある

一方、DID地区を含んでいないような郊外部の農村エリアにおいては、1定員あたりの75歳以上人口数が112人を下回っているところも多く、こうしたところは施設がやや過剰の状態になっているものと言える。ただこのグループホームも入所率は100%となっていることから、こうした過剰な定員部分には、近隣の圏域等から入所者が集まる状況にあるものと考えられる。なお新潟市全体での充足率が75%であることからすると、不足の25%の部分は、例えば有料老人ホーム等他の種別の入居型介護施設への入所、あるいは自宅での介護を余儀なくされている、といったことで代替されているものと考えられる。

次に2030年における人口予測に基づき、グループホームの配置・定員数が現在と同じであったとした場合の変化をみると(図2)、新潟市全体での2030年での充足率は52% ($= 71,568 \text{ 人} \div 137,750 \text{ 人}$)であり、どの圏域においてもグループホーム1定員あたりの75歳以上人口数は、増加する傾向を示すこととなっている。特にDID地区を含む市街地のエリアにおいては、1定員あたりの75歳以上人口数が448人(全国平均の4倍)を超えるところが多数発生し、また郊外部の農村エリアにおいても増加するところが多い。よって、もしグループホーム施設が現在と同じ状況のままの場合は、市街地のエリアにおいては

その不足感がますます強くなり、また現在は概ね充足されている状況にある農村エリアにおいても不足感が高まる場所が多くなる。

2050年において同様に、現状のグループホームの配置・定員数をもとに人口予測数をあてはめると(図3)、DID地区を含む市街地のエリアでは、2030年とほぼ同様の不足感が継続しているものの、農村エリアにおいては、75歳以上人口が減少に転じているところが多いことから、不足感が生じていたエリアにおいてはその緩和がみられるようになってくる。なお、2050年における充足率は54%(=71,568人÷133,655人)である。また、現状のグループホームの施設は、2050年において、2/3程度が建物寿命の観点からの課題対象となると予測される。こうしたもののなかには、その圏域内におけるニーズが将来においてもあまり高くないと予測される、郊外部の農村エリアに所在するものも結構多くみられる。

以上みてきたように、現状、新潟市全体としてはグループホームが不足している状況で、また地域毎にその不均衡もあり、不足感が強い地域を中心に施設数・定員数とも今後増やしていくことが望まれるが、その整備においては、現状での施設配置における過不足のアンバランス、また将来の需要予測として、これから2030年までと、

2030年から2050年までの間における状況の差異、またエリア毎にも異なった需要予測となること等、将来を見据え施設の適正な整備を行っていくためには、こうしたことも考慮した検討が必要であると言える。

また、2030年から2050年の間にかけては、現在ある施設のなかでも建物寿命の観点より、取り壊しや建替え等を余儀なくされるものも多く発生すると考えられることより、こうした施設の老朽化の状況も考慮しつつ、現在地での建替えや移転しての建替え、あるいは統廃合等も含め、施設の適正配置のあり方をもとにした施設の更新も行っていく必要があると考えられる。

E. 結論

新潟市の入居型介護施設や高齢者人口分布等に関するGIS(地理情報システム)データを用いて、将来の人口動態や施設寿命も考慮しつつ、人口減少・超高齢化下における介護施設の効率的な配置のあり方等の分析や考察を行った。特に今回の研究では、入居型介護施設のなかの認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)については別途取り上げ、町丁字別での75歳以上人口数の現状と将来予測のデータを利用し、グループホームの利用圏域ごとにおける現状と将来のグループホームに

対するニーズと、現状の同施設の供給状況の比較などを行った。

DID 地区等の市街地エリアにおいては、現在でも施設の不足感が高いのに対し、郊外の農村エリアにおいては現状においてもどちらかと言うと施設がやや過剰気味であり、また将来においては、市街地エリアではますます施設の不足感が高まる一方、郊外の農村エリアにおいては過剰感がむしろ拡大するとの結果であった。これは、基本的に75歳以上人口数の現状と将来予測のデータから導かれる結果であることから、このことはグループホームだけでなく、他の入居型介護施設に対しても同様に当てはまることと考えられる。

今後の高齢者数の更なる増加により、こうした施設のニーズはますます高まっていくことが予想されるが、財政面からの制約もあることから、ケア・コンパクトシティの推進も含め、施設の配置のあり方をより最適化することにより、施設の効率性を高めていく、といったことに対する重要性が大きく高まっていくことが想定される。また今後は、既存の施設でも老朽化してくるものも多くなっていくと考えられることから、施設の再編や再配置も含めた最適化に関する選別や民間活力の導入が極めて重要になってこよう。

もっとも、こうしたことは各施設単位と
してだけでなく、都市構造の再編にも踏

み込んだような検討も必要になってくるものと考えられることから、都市や地域における基幹的な施設である、道路・橋梁や下水道、また学校教育施設等とも一体的となりその再編の検討等に寄与できるようになっていくことは、今後の非常に重要な要素となっていくものと考えられる。

G . 研究発表

1. 論文発表

小黒一正・平方啓介(2017)「人口減少・超高齢化下での介護施設の配置のあり方及びGIS(地理情報システム)の活用に関する一考察 新潟市を事例に」『フィナンシャル・レビュー第131号, pp.49-70

2. 学会発表

なし

H . 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
小黒一正	「ケア・コンパクトシティ」が日本を救う	小黒一正	2025年、高齢者が難民になる日 ケア・コンパクトシティという選択	日本経済新聞出版社		2016年	p194-231
小黒一正	人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ構想 - 財政の視点から -	加藤久和、財務省財務総合政策研究所	超高齢社会の介護制度 持続可能な制度構築と地域づくり	中央経済社		2015年	
菅原琢磨	後発医薬品にかかるとる政策課題 - 普及促進策と後発医薬品利用率の決定要因	小黒一正 菅原琢磨	薬価の経済学	日本経済新聞出版社		2018年 (7月近刊)	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
稲垣誠一	年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響	貧困研究	第15号	34-44	2015
稲垣誠一	第3号被保険者制度廃止の財政影響と貧困率の将来見通し	日本年金学会誌	第35号	30-35	2016年

稲垣誠一	高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析	年金と経済（公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構）	第35巻 第3号	3-10	2016年
稲垣誠一	厚生年金の適用拡大がもたらす貧困率改善効果	日本年金学会誌	第36号	4-9	2017年
Seiichi Inagaki	Dynamic Microsimulation Model of Impoverishment Among Elderly Women in Japan	Frontiers in Physics	6:22	-	2018年
酒井正 （山田篤裕との共著）	要介護の親と中高齢者の労働供給制約・収入減少	『経済分析』	第191号	pp.183-212	2016年
上野綾子 濱秋純哉	2009 年度介護報酬改定が介護従事者の賃金，労働時間，離職率に与えた影響	医療経済研究	Vol.29, No.1	33 - 57頁	2017年
濱秋純哉	世代間資産移転と家族介護	季刊個人金融	Vol.13, No.1	印刷中	2018年
酒井正 （Linda N. Edwards、長谷部拓也との共著）	Education and Marriage Decisions of Japanese Women and the Role of the Equal Employment Opportunity Act	Journal of Human Capital	Forthcoming		
小黒一正	「介護難民」を解決するケア・コンパクトシティ構想（壊れる 財政 社会保障）	週刊エコノミスト	2016年11月15日号	p93-94	2016年
小黒一正	「保健医療2035」から見る地域包括ケアシステム実現に向けた課題と処方箋	月刊ガバナンス	2016年1月号	p26-28	2016年
小黒一正 平方啓介	人口減少・超高齢化下での介護施設の配置のあり方及びGIS（地理情報システム）の活用に関する一考察 新潟市を事例に	フィナンシャル・レビュー	第131号	pp.49-70	2017年

Takuma Sugahara	What are the Factors of Regional Disparities in Generic Drug Use?	The 48th APACPH Conference Paper Abstract Book	2016/09/16-19	pp.12	2016年
Takuma Sugahara	Analysis of Regional Variation in the Scope of Eligibility Defined by Ages in Children's Medical Expense Subsidy Program in Japan	Frontiers in Pharmacology	2017/08/22	10.3389/fphar.2017.00525	2017年